

平成25年11月26日 開 会

平成25年12月13日 閉 会

平成25年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

11月26日（火曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　報第8号から日程第6　報第10号まで	4
○日程第7　承第3号及び日程第8　議第80号	4
林市長提案説明	5
○日程第9　質　　疑（承第3号及び議第80号）	7
○日程第10　討　　論（承第3号及び議第80号）	7
○日程第11　採　　決（承第3号及び議第80号）	8
○日程第12　議第81号から日程第16　議第85号まで	8
林市長提案説明	8
○散　　会（午前10時24分）	11

12月2日（月曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	14
○欠席議員	14
○欠　　員	14
○説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	14
○開　　議（午前10時00分）	15

○日程第1 質 疑（議第81号から議第85号まで）	15
7番 寺町知正議員質疑	15
江口福祉課長答弁	15
7番 寺町知正議員質疑	16
江口福祉課長答弁	16
7番 寺町知正議員質疑	16
江口福祉課長答弁	16
7番 寺町知正議員質疑	17
○休 憩（午前10時08分）	17
○再 開（午前10時09分）	17
久保田企画財政課長答弁	17
7番 寺町知正議員質疑	17
久保田企画財政課長答弁	17
○日程第2 委員会付託（議第81号から議第85号まで）	18
○散 会（午前10時12分）	18

12月11日（水曜日）第3号

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○欠 員	19
○説明のため出席した者の職氏名	19
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	20
○開 議（午前10時00分）	21
○日程第1 一般質問	21
1. 12番 影山春男議員質問	21
（1）山県市まちづくりの進捗状況について	21
長野建設課長答弁	21
影山春男議員質問	23
長野建設課長答弁	23
影山春男議員質問	23

宇野副市長答弁	24
(2) 緊急避難道路の新設の整備について	24
長野建設課長答弁	25
影山春男議員質問	26
長野建設課長答弁	26
影山春男議員発言	27
2. 6番 杉山正樹議員質問	27
(1) 就任後山県市の印象は	27
宇野副市長答弁	28
杉山正樹議員質問	29
宇野副市長答弁	30
杉山正樹議員質問	30
宇野副市長答弁	31
○休憩（午前10時41分）	31
○再開（午前11時00分）	31
3. 2番 山崎 通議員質問	31
(1) 指定管理者制度の必要性和その背景について	31
久保田企画財政課長答弁	32
山崎 通議員質問	32
久保田企画財政課長答弁	35
(2) 山県市ギネスを始めてはどうか	37
久保田企画財政課長答弁	38
山崎 通議員発言	39
4. 1番 恩田佳幸議員質問	39
(1) ふるさと納税について	39
関谷総務課長答弁	40
林市長答弁	42
恩田佳幸議員質問	42
林市長答弁	44
(2) 民生委員の推薦方法について	45
江口福祉課長答弁	47
恩田佳幸議員質問	48

林市長答弁	48
恩田佳幸議員発言	49
○休憩（午後 0 時04分）	49
○再開（午後 1 時00分）	49
5. 8 番 尾関律子議員質問	49
（1）国民健康保険について	49
林市民環境課長答弁	50
尾関律子議員質問	51
林市長答弁	52
（2）健康マイレージの取り組みについて	52
中村健康介護課長答弁	53
尾関律子議員質問	54
林市長答弁	54
（3）不妊治療について	55
中村健康介護課長答弁	55
尾関律子議員発言	56
6. 7 番 寺町知正議員質問	56
（1）グランドルールと公共施設の合併浄化槽の下水未接続問題	56
宇野副市長答弁	58
寺町知正議員質問	61
宇野副市長答弁	61
寺町知正議員質問	62
林市長答弁	62
（2）市長の公約は守られているか	63
林市長答弁	65
○散会（午後 2 時15分）	69

12月13日（金曜日）第4号

○議事日程	71
○本日の会議に付した事件	71
○出席議員	72
○欠席議員	73

○欠 員	73
○説明のため出席した者の職氏名	73
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	73
○開 議（午前10時00分）	74
○日程第1 常任委員会委員長報告	74
○日程第2 委員長報告に対する質疑	75
○日程第3 討 論（議第81号から議第85号まで）	75
○日程第4 採 決（議第81号から議第85号まで）	76
○閉 会（午前10時09分）	77
○会議録署名者	77

平成25年11月26日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成25年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 11月26日（火曜日）

○議事日程 第1号 平成25年11月26日

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 報第8号 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 報第9号 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 報第10号 専決処分の報告について |
| 日程第7 | 承第3号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について |
| 日程第8 | 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 質 疑 |
| 日程第10 | 討 論 |
| 日程第11 | 採 決 |
| | 承第3号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について |
| | 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第15 | 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議第85号 市道路線の認定について |

○本日の会議に付した事件

- | | |
|------|------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 報第8号 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 報第9号 専決処分の報告について |

日程第6	報第10号	専決処分の報告について
日程第7	承第3号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
日程第8	議第80号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	質 疑	
日程第10	討 論	
日程第11	採 決	
	承第3号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
	議第80号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	議第81号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第13	議第82号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第14	議第83号	平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
日程第15	議第84号	平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議第85号	市道路線の認定について

○出席議員（12名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	5 番	石 神 真 君
6 番	杉 山 正 樹 君	7 番	寺 町 知 正 君
8 番	尾 関 律 子 君	9 番	横 山 哲 夫 君
10 番	武 藤 孝 成 君	11 番	藤 根 圓 六 君
12 番	影 山 春 男 君	13 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（2名）

4 番	上 野 欣 也 君	14 番	後 藤 利 瑗 君
-----	-----------	------	-----------

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君

市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	棚 橋 和 良 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	川 瀬 智 美		

午前10時00分開会

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（横山哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、6番 杉山正樹君、7番 寺町知正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（横山哲夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月13日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月13日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年9月から11月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第8号から日程第6 報第10号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第4、報第8号 専決処分の報告について、日程第5、報第9号 専決処分の報告について、日程第6、報第10号 専決処分の報告について、以上3議案については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。

日程第7 承第3号及び日程第8 議第80号

○議長（横山哲夫君） 日程第7、承第3号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、日程第8、議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年山県市議会第4回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には、師走も迫りまして大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、10月26日には、文化の里花咲きホールにおきまして、山県市合併10周年記念式典を開催いたしました。当日は心配しておりました台風27号の影響を受けることもなく、市内外から多くの皆様にお越しいただき、本市の節目となります記念すべき式典を開催することができました。議員各位におかれましても、大変お忙しい中、御出席をいただき厚くお礼申し上げます。

また、本式典を機に、皆様への感謝の気持ちを胸に、さらなる市政発展に向けて、透明かつより多くの市民の皆様に関心される行政運営を目指してまいりますとともに、支え合いによる市民協働を推進し、市民の皆様とともに水と緑を大切にした活力ある地域づくりに努めてまいり所存でございますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

また、翌日の27日には、同ホールにおきまして、山県市合併10周年記念事業の1つであります「出張！なんでも鑑定団 in 山県」の収録が花咲きホールで行われました。用意いたしました客席がほぼ満席となります約300人の観覧があり、大盛況のうちに収録を終えることができました。この模様は、本日、26日でございますが、午後8時54分からの人気テレビ番組「開運！なんでも鑑定団」の番組の中で全国放送される予定でございます。岐阜放送でござらんいただきたいと思っております。

また、9月28日と29日には、平成25年度山県市事業仕分けを実施いたしました。この事業仕分けは、厳しい財政状況の中でありまして、市の財政を健全に維持し、効率的で持続可能な行政サービスを提供していくために、市民の皆さんや外部の学識経験者などが仕分けに参加し、市の行う事業について、事業の必要性や最適なやり方かといった視点で議論、評価し、行政サービスの整理をするものでございます。この事業仕分けを行うことによりまして、スリムで効率的な行政運営を推進するとともに、市民の皆さんへの行政の説明、行政への市民参加の促進及び職員のさらなる意識改革を図ることを目的といたしております。今回の事業仕分けの判定結果につきましては、そのまま採用する

ものではなく、結果を参考に、各事業の今後のあり方について検証を行い、市の方向性を定めるための重要な意見として活用し、平成26年度以降の事務事業の見直し及び予算編成に反映をさせてまいりたいと考えております。

また、10月3日から11月12日にかけて、市民座談会を自治会連合会との共催により市内各小学校区の9カ所の会場において開催させていただきました。多くの皆様の御参加をいただき、市民の皆様の市政への関心の高さを痛感いたしているところでもございます。皆様より頂戴いたしました御意見や御要望は今後の市政に反映させ、本市のまちづくりの基本理念であります、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、11月16日から、美山支所と谷合商店街周辺において、美山北部活性化事業「あかりファンタジー in みやま」が美山北部まちづくり委員会により開催されています。この催しは、美山北部地域のまちづくりの一環として毎年開催され、ことしで9年目となります。12月25日までの期間で、午後5時から午後9時まで、元気な地域づくりと希望の明かりをともしことを目的にイルミネーション装飾が点灯されていますので、多くの方に御来場いただきたいと思います。

また、市といたしましても、北部地域活性化として、合併10周年記念式典が行われた10月26日に北山交流センターにオープンした北山農家レストランの開業準備や運営を支援するなど、引き続き各種事業を支援、推進してまいりますので、議員各位を初め関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしております案件を説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、報告案件3件、専決処分案件1件、人事案件1件、条例案件2件、補正予算案件2件、その他案件1件の計10案件でございます。

それでは、ただいま上程されました2案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー3、承第3号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、既定の歳入歳出予算に4,828万5,000円を追加し、その総額を126億7,498万4,000円とする補正予算を10月7日に専決処分しましたので、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

補正の内容は、高富中学校校舎の修繕工事費とその設計委託料に係るものであり、生徒への影響を少しでも軽減すべく、早急に対応するために専決処分したものでございます。

あわせて、専決処分後の状況を御説明いたしますと、10月22日には全体工事の設計監

理業務を委託するとともに、11月20日には修繕工事の入札を行い、2,436万円で落札されました。12月初旬には工事を開始し、3月中旬までには完成し、中学校の卒業式には間に合わせたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、資料ナンバー1、議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、山県市の人権擁護委員は8名ですが、このうち1名が平成26年3月31日をもって任期満了となることから、新たに山県市谷合にお住まいの臼井法子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は3年でございます。

臼井氏は、人権擁護の重要性をよく認識され、住民の信頼も厚く、人格、見識ともに適任と思われますのでよろしくお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第9 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第9、質疑。

ただいまから、承第3号及び議第80号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第3号及び議第80号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第3号及び議第80号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第10 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第10、討論。

ただいまから、承第3号及び議第80号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第3号及び議第80号の討論を終結いたします。

日程第11 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第11、採決。

ただいまから、承第3号及び議第80号の採決を行います。

承第3号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第12 議第81号から日程第16 議第85号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第12、議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）、日程第15、議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議第85号 市道路線の認定について、以上5議案を一括議案とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいまは、専決処分案件、人事案件につきまして議決を賜りま

してありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました5案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、議第81号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例につきましては、中小企業信用保険法が改正され、電子記録債権の割引に関する規定が追加されたことに伴い、規定の整備を行うため改正するものでございます。

次に、議第82号 山口市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防法施行令が改正され、検定対象機械器具等の範囲に関する規定が改正されたことに伴い、規定の整備を行うため改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第83号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,738万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億9,236万9,000円とするとともに、新たに繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

補正の主な内容につきましては、歳出の款ごとに順次御説明申し上げます。

まず、8ページの民生費は、全体で1,198万5,000円の増額でございます。

社会福祉費につきましては、地域福祉推進の一環として、新聞販売店や郵便局などの配達時に高齢者等の要援護者の異変を連絡するという協定を締結しようとする地域見守りネットワーク事業に係る経費103万2,000円と、障害者総合支援法改正の第2次分に対応するための福祉台帳システムの改修経費220万円でございます。なお、地域見守りネットワーク事業につきましては、その全額を岐阜県地域支え合い体制づくり事業費補助金として見込んでおります。

児童福祉費につきましては、いわゆる子ども・子育て関連3法に対応するための総合行政情報システムの改修経費426万3,000円と、児童福祉法に基づく児童デイサービスに係る障がい児給付費449万円でございます。なお、総合行政情報システムの改修経費につきましては、その全額を県補助金として見込んでおり、児童デイサービスにつきましては、当該経費の2分の1を国庫負担金、4分の1を県負担金として見込んでおります。

農林水産業費は、全体で115万円の増額でございます。

林業費として、地域環境保全の会が山林や竹林の整備を行うため樹木竹粉碎機を購入されるに当たって、別途交付される2分の1の県補助金を差し引いた残額の2分の1を市補助金として支出しようとする30万円と、鳥獣の狩猟期間内に捕獲したニホンジカ等に対する報償金75万円、そして、今年度から開始した狩猟免許取得者に対する補助金を1名分追加するための10万円でございます。なお、ニホンジカ等に対する報償金につきましては、その全額を清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金として見込んでおります。

消防費は財源更正のみであり、教育費は、全体で425万円でございます。

保健体育費として、市総合体育館の建築当時に設置した給湯設備が老朽化により漏水等をしているため、これを改修するための経費425万円でございます。

4ページの繰越明許費につきましては、先ほど御説明申し上げました子ども・子育て支援システム構築業務委託料426万3,000円の設定でございます。

続きまして、6ページの歳入につきましては、おおむね歳出で御説明申し上げましたとおりでございます。その他としまして、本年9月に合併10周年記念事業の一環として実施いたしました市長と歩こうウォーキングイベントに対する2分の1の補助金17万5,000円、消防本部の気象観測装置設置事業に対する補助金と防火水槽有蓋化整備事業、この有蓋と申しますのはふたをするという意味でございますが、有蓋化整備事業に対する補助金、合わせて270万円を計上しております。また、今般の補正に伴い必要となる財源として、繰越金509万8,000円を計上いたしております。

続きまして、11ページをお開き願います。

議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,843万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、国税の延滞金の率の改正に伴う下水道事業受益者負担金の延滞率の改正に対応するための水道料金システム改修経費で、歳入につきましては、下水道使用料を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー1、議第85号 市道路線の認定につきましては、高富地内において土地開発により築造された道路を土地所有者から寄附を受けた市道高富220号線及び市道高富221号線並びに大森地内の企業誘致事業に関連する進入道路である市道大森39号線について、新規の認定をお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議案精読のため、あす27日より12月1日までの5日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、あす27日より12月1日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、12月2日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時24分散会

平成25年12月 2 日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 5 年第 4 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号 1 2 月 2 日（月曜日）

○議事日程 第 2 号 平成 2 5 年 1 2 月 2 日

日程第 1 質 疑

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 議第81号 | 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について |
| 議第82号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議第83号 | 平成25年度山県市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 議第84号 | 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第85号 | 市道路線の認定について |

日程第 2 委員会付託

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 議第81号 | 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について |
| 議第82号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議第83号 | 平成25年度山県市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 議第84号 | 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第85号 | 市道路線の認定について |

○本日の会議に付した事件

日程第 1 質 疑

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 議第81号 | 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について |
| 議第82号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議第83号 | 平成25年度山県市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 議第84号 | 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第85号 | 市道路線の認定について |

日程第 2 委員会付託

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 議第81号 | 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について |
| 議第82号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議第83号 | 平成25年度山県市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 議第84号 | 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議第85号 | 市道路線の認定について |
-

○出席議員（12名）

1 番	恩 田 佳 幸 君	2 番	山 崎 通 君
3 番	吉 田 茂 広 君	5 番	石 神 真 君
6 番	杉 山 正 樹 君	7 番	寺 町 知 正 君
8 番	尾 関 律 子 君	9 番	横 山 哲 夫 君
10 番	武 藤 孝 成 君	11 番	藤 根 圓 六 君
12 番	影 山 春 男 君	13 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（1名）

4 番	上 野 欣 也 君
-----	-----------

○欠員（1名）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	棚 橋 和 良 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	川 瀬 智 美		

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、後藤利瑗議員が去る11月27日に病のため御逝去されました。後藤利瑗議員の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。皆様御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（横山哲夫君） それでは、1分間の黙禱を行います。黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（横山哲夫君） どうぞお直りください。

ありがとうございました。着席ください。

〔全員着席〕

○議長（横山哲夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第1、質疑。

質疑は、11月26日に議題となりました議第81号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例についてから議第85号 市道路線の認定についての5議案に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたが、ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、お尋ねしますが、資料の4、議第83号ですけど、補正予算です。予算書の8ページです。

款の民生費、項の児童福祉費というところで、目、児童福祉総務費というところに子ども・子育て支援システム構築業務委託料ということで426万3,000円があります。説明では情報システムの改修ということはお聞きしていますが、この中身について確認をしたいというところです。

前の6ページのところの県の支出金を見ますと、県補助金として、子ども・子育て支援新制度施行事業費補助金とありますので、新制度ということまでは読み取れるんですが、基本的な説明をお願いします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 子ども・子育て支援制度につきましては、今後認定こども園

等になる可能性があるということでございまして、その内容につきましては、支給認定確認機能の追加ということで、現在は、保育が必要でないという子供に対する1号、保育が必要であるという現状の保育園児に該当します2号、それから3歳児未満という条件の3号というような、1号、2号、3号というような分類に分かれるというものでございます。それと、利用者負担の新システムによる計算方式、あるいは国のシステムとの連携というものでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 新しい制度ということと、今の答弁でも可能性があるということの言葉があったんですけど、可能性があるということは、予算はつけたけど認定されない、認定こども園にならないということも含めての可能性なのか、どういうことなのでしょう。

そもそもシステムを改修したのに使わないのか、必ず使うからなのか。そうしたら可能性という言葉は必要ないわけで、そのあたりを明確にしていきたい。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 失礼しました。

認定こども園になるには、まだ子ども・子育て会議等の検討が必要ということでございますが、今申し上げましたように、支給認定に関する1号、2号、3号というものにつきましては、このように現在国の段階で変わることになっておりますので、そのような形に、全国的にこういうシステムになるというものでございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、予算書の4ページですけれども、第2表の繰越明許費というところでこの事業が上がっているわけですね。私も議員を長くやっていて、12月議会で補正を組んで、同時に繰越明許というのは記憶がないんですが、例えば3月はもちろんですし、1月の臨時議会でとかということは最近もよくあったんですけども、12月の定例会に予算を通して繰越明許、初めから年を越しますよという意味だと思うんですけど、このあたりが非常に理解しにくいし、不自然だと思うんです。

もうこれ、3回目の質問ですから再々質問できないので、きちんとそのあたり、なぜ12月に繰越明許をしなければならないのか、これは絶対もう年内無理なのか、何か非常に理解しにくいんです。そのあたりを説明してください。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） この子ども・子育て支援システム構築事業につきましては、

国の方針に基づきましてシステムの構築をするというもので、準備作業等がございまして、3月補正では時間的に間に合わないということが考えられます。

また、この補正につきましては、繰り越しをすることによって県の補助金がつくというものでございますので、それ以外は補助対象とならないということでございますので、時間的な余裕等を考えまして、この12月議会に上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） もう一問だけお願いします。

今の補正予算書の7ページですけど、款の繰越金というところで、前年度繰越金509万8,000円で財源の一部補填をしているというふうには読み取れますが、これについて、繰越金はあとどれぐらい残っているのかというところです。

それから、今後、繰越金というのは、その残余分はどういうふうにしていくのかというところが見えてこないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 現時点での繰越金であります。予算現額は1億6,623万3,000円ということで、9月議会で認定いただきました決算額でございますが、繰越額は2億3,250万1,000円ということで、差額は5,600万円ほどになります。

今後につきましては、当初予算で、まだ財政調整基金からの繰入金等が予算書のほうにありますので、この財政調整基金の繰入額を少なくしていく方向で調整してまいりたいと考えております。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の説明だと、財調もあるからそこで調整するというふうに受け取りますけど、基本的には二千数百万円の分かな、もうちょっとかな、今の残り分ですね、これについて、3月の補正に充てていくのか、基金に積むのか、さらに繰り越す分に充当していくのかというそのあたりのイメージをどういうふうに考えているんですか。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 現時点では明快なお答えはできないんですが、前の議

会でしたかね、財政調整基金が余った分、決算剰余金については2分の1以上積み立てよというのもありまして、そこと調整しながら財政調整基金の減額補正をお願いするか、積み立てるか、厳として3月のときに御審議賜りたいと存じております。よろしくお願ひします。

○議長（横山哲夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例についてから議第85号 市道路線の認定についての5議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（横山哲夫君） 日程第2、委員会付託。

ただいま議題となっています議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例についてから議第85号 市道路線の認定についての5議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（横山哲夫君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

5日、6日は総務産業建設委員会、9日、10日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時12分散会

平成25年12月11日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成25年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月11日（水曜日）

○議事日程 第3号 平成25年12月11日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	恩 田 佳 幸 君	2番	山 崎 通 君
3番	吉 田 茂 広 君	5番	石 神 真 君
6番	杉 山 正 樹 君	7番	寺 町 知 正 君
8番	尾 関 律 子 君	9番	横 山 哲 夫 君
10番	武 藤 孝 成 君	11番	藤 根 圓 六 君
12番	影 山 春 男 君	13番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（1名）

4番 上 野 欣 也 君

○欠員（1名）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	棚 橋 和 良 君

会計管理者	遠山治彦君	学校教育課	渡辺千俊君
生涯学習課	佐村光仁君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	林強臣
書記	大野幹根		

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（横山哲夫君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、議長のお許しを得ましたので2点ほど質問させていただきます。

山県市のまちづくりの進捗状況について、建設課長にお伺いをいたします。

平成18年3月に都市計画マスタープランを作成し、おおむね20年先の山県市のあるべき姿というものを考えて山県市のまちづくりビジョンを示していると私は思っております。

まちづくりの基本方針として、1、総合力、求心力の高い多機能拠点の創造、2つ目、足腰が強く活力のある産業、交流都市の創造、3つ目、自然と共存共栄した快適居住都市の創造、3つの柱建てがされ、さらに将来都市整備構造の基本方針、さらには地域別構想では高富の南と北、伊自良の南と北、美山の南と北と、こういう順序で山県市を6つの地域に分けて、その地域の自然あるいは文化、歴史を踏まえてのまちづくりがデザイン化されております。

まちづくりの基本というのは幾つか掲げられておりますけど、簡単に言えば、その地域が持っている教育とか産業とか、あるいは伝統的なもの、歴史的なものを踏まえて、地域社会をベースに、ある程度時間をかけながらつくり上げていくもの、練り上げていくものということが第一義だと言われております。地域に根差して、地域らしさ、それからオリジナリティーというものが大切にされるのがまちづくりだというふうに考えることができるかと思います。

マスタープランを作成して7年経過しておりますけれど、この間、これまでどんな具体的で着実な取り組みをなされたのか、この具体化についてお伺いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えします。

本市の都市計画マスタープランにつきましては、市制となった平成15年度から3年の

検討期間を経て、平成18年3月に策定されております。

本プランは、本市のまちづくりでの最上位計画であります山県市第1次総合計画の基本理念を実現するための、各種、各分野の取り組みに係る将来への方向性を示すことが目的となっております。都市計画区域のみならず、本市全体におけるまちづくりに係る基本的な構想を、平成36年度まで、長期的に示させていただきます。

なお、策定に当たりましては、議員も御指摘をされておりますが、地域の特性を生かしたまちづくりプランとするため、市内の各地域から41名の方々の御参加によりまして、まちづくり検討委員会を設置させていただきます。計8回のワークショップの開催によりまして、各分野及び各地域におけるまちづくりについて御提案をいただきました。

本プランでは、その内容を地域に根差した、より身近な御意見といたしまして、各地域を順序づけすることなく、地域別の構想の中に反映させていただきます。

御質問の、本プランの策定から現在までの具体的で着実な取り組みについてでございますが、まず、道路、河川関係につきましては、市内における東海環状自動車道や主要な幹線道路であります国道及び1級河川の整備促進を積極的に進めまして、岐阜・美山線平井坂トンネルの開通を初め、本年1月には東海環状自動車道が着工となっております。鳥羽川、武儀川、伊自良川などの1級河川につきましても、維持改修工事について継続的に事業が進められております。また、市道につきましても、南・八京線の開通のほか、市内各地域におきまして、順次、維持、改良等の事業を行っております。林道についても、伊自良根尾線、西洞納谷線、高田・斧田線などの整備を行っております。

続いて、住環境の点でございますが、平成22年4月にはクリーンセンターが稼働を開始しまして、公共下水道事業につきましても、現在整備が継続的に実施されております。

観光、文化の面でございますが、農産物直売所のてんこもりの開設、山県市名山めぐりの実施などによる市内の観光施設などのPR活動を市内外で実施するとともに、花咲きホール一帯を文化ゾーンとして位置づけいたしまして、各種文化の交流を図っております。

産業、地域の活性化につきましては、市内企業に対する支援体制を拡充することで、企業の発展と雇用の創出による市内経済の活性化を目指し、また、地域の皆さんにより結成されました美山北部まちづくり委員会などとの協働によりまして、住民参加による各種の地域活性化事業を展開しております。

以上、各分野における主な取り組みや実績について御報告をさせていただきました。

このほかにも、各種事業、施策が総合計画の実施計画に沿って展開されております。

今後も本プランの基本方針に基づき、快適で住みよいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、再質問いたします。

ただいま答弁をいただきましたが、かなり時間もかかると思いますが、よりよいまちづくりを目指して各種事業を推進していってもらいたいと思います。

さて、本年1月31日には、東深瀬地内において東海環状自動車道の着工式が行われました。西回りルートの開広見インターチェンジから四日市北ジャンクション間76.6キロメートルが平成32年度末までに完成が予定されており、地域の発展や災害の際の緊急輸送道路の確保の点からも効果を発揮することが期待されております。

開広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間の約8キロメートルの早期供用開始に向け、国、県に要望活動を積極的に行っていただくとともに、本工事の進捗に足並みを合わせながら、豊かな自然環境やアクセス上の重要性などの地理的利点を生かしたまちづくり事業推進を今後どのように進められるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 再質問にお答えいたします。

東海環状自動車道の全線開通と（仮称）高富インターチェンジの完成は、本市の活性化に大きな影響を与えるものとして、本マスタープランの中でも大きく位置づけをされております。インターチェンジ周辺の計画的な土地利用や交通体系の整備、自然環境の保全などについても方針が示されております。

今後は、議員御指摘のとおり、事業の進捗におくれることなく、市民やさまざまな分野の方々及び市議会などの多方面から御意見をいただきながら、インターチェンジ周辺を健全で計画的な整備とするための用途地域等の検討及び東海環状自動車道を有効的に活用した産業の振興など、まちづくりに関する施策を早期に展開したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） 再々質問として、最後に、まちづくりが山県市の総合的な施策として位置づけていることから、副市長さんにお尋ねをいたします。

まちづくりの基本目標というのはいろいろあると思いますが、集約すれば、誰もが安

心して住み続けられる持続可能な地域社会を形成することではないかと思います。まちづくりを本当に進めるに当たって、市としては、やはり一貫した理念が必要だと思います。人口が減っていけば、この山県市の存続そのものも危ぶまれていくわけですから、3万人というもの、少なくとも目標にしていく以上は、まちづくりは極めて大事だと思います。そこで、各課が一丸となってまちづくりに取り組む、協働したまちづくりという総合政策がどうしても必要だというふうに思っております。そして、政策としては一貫したものを市民に示して、官民一体となってやりましょうというところがないと、私は、ここに描いたまちづくりというのはビジョン倒れに陥ってしまうのではないかと思います。

そこで、市を挙げてまちづくりを総合的に取り組む、そういう意気込みについて、さらには住民と一体になって、期待感と安心感を持って住民が意欲的にまちづくりに参加していただけるようにと、そんな意欲についてどう思われているのかお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 影山議員の再々質問にお答えをいたします。

議員御発言の、誰もが安心して住み続けられる持続可能な地域社会という基本目標につきましては、まさにそのとおりだと思っております。また、人口につきましては、日本の人口が総じて減少していく中で、定住人口も重要ですが、交流人口とか、議員御指摘のまちづくりへの参加をする市民の方々、これを活動人口と呼びますが、これらの増加も重要なのではないかと考えております。

各課一丸となって、また、官民一体となってというキーワードは、私も非常に重要な課題だと考えております。来年度は、平成26年度、これは第1次総合計画の最終年度でもございます。同計画の総仕上げ、または総点検をしつつ、第2次総合計画の策定に取り組んでまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、こうした地域づくりをしていく上で、私の役割は、単に市長の補佐役という以外にも重要であると認識をしております。今後も意欲的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方を初め市民の方々の御理解と御支援をお願いいたします。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま副市長さんから意欲的に取り組んでいくとの答弁をいただきまして、まずは安心をいたしたところであります。

それでは、次の質問に入ります。

緊急避難道路の新設と整備について、建設課長にお尋ねをいたします。

近年、東海沖を震源とする大規模な地震の可能性を示唆する情報がメディアを通じて頻繁に流れ、その影響は西部に移動するとした見解が学会から公表されております。それによれば、山県地域も含まれ、特に高富地区は危険地域内の強震帯に属しており、万が一の場合は相当大きな被害が想定されますが、市もあらゆる事態に備え、ソフト、ハードの両面から被害を抑えるべく対策を強力に進められているその姿勢には敬意をいたしておりますが、この一環として、平成13年9月に、共和町のいこい広場を避難場所とする災害避難訓練を行い、住民の誘導、人命救助、災害救援と多岐にわたる模擬訓練によって、災害に対する意識改革の向上を図ると同時に、貴重な体験を地区住民は会得されました。

しかし、この訓練を通して見直すべき反省点が多々あったのであります。その中の1つとして、佐賀地区の緊急避難道路に対する大変な憂慮すべき問題が住民の方々から指摘をされました。それらを検証した結果、佐賀地区全体の情報を把握する重要な拠点となる佐賀公民館と防災基地であるいこいの広場とを結ぶ連絡用の佐賀中橋の幅員が余りにも狭く、緊急車両の通行は言うに及ばず、石田川以西の佐賀、金池、見晴台からの住民が一挙に集中避難をしたときには大変危険な状態となり、十分な機能を果たすことは不可能で、災害における混乱の増幅と被害の拡大要因になるのではないかと危惧するものです。

また、佐賀の奥部に位置する宮前・金池地域は、周囲を山に囲まれた戸数の多い地区であるにもかかわらず、唯一の避難道路は曲がりくねった狭い道路しかなく、平時においても車両の通行や子供たちの通学などに支障を来しておりますが、災害時には大変危険な状況に陥る可能性が高く、周辺地域の安全確保のために代替道路の新設をし、緊急災害における地域住民の不安払拭と、悲願である生命と財産を守る観点からよく理解をされ、早急に対応していただくことを要望いたしますが、私は平成12年3月、高富町議会で質問、要望をしたのですが、市合併を含め14年になりますが、何の進捗もいたしておりませんので、再度、新市合併10周年を終えようとしている本会議で強く要望いたしますのでありますが、どうお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、東日本大震災以降は、日本近海における大規模な地震発生の可能性や津波などによる被害想定情報が頻繁に報じられることとなりまして、地震のみ

ならず、各種災害に対する市民の意識が高くなっていることは強く感じております。

本市といたしましても、市民の安全で安心できる生活が確保されるべく、平時より危険な箇所の状況把握の実施及び災害発生時における迅速で適切な対策を講じるための体制づくりを図っているところでございます。さらに、市民に対しましても、ハザードマップなどの配布や総合防災訓練などの実施により、防災意識の高揚に努めているところでございます。

御質問の、災害時に緊急避難経路として利用する道路と橋梁の早期の整備についてでございますが、道路や橋梁は災害時の避難経路として非常に重要な役割をなしていることから、管理者といたしましても、安全な避難を確保する必要性は十分に認識しております。

現在、市道の新設・改良、橋梁整備などの事業実施につきましては、市内における各地域の現状を総合的に検討した上で順次施行しております。今後におきましても、地域などからの御要望等をお伺いしながら危険箇所等の対策と整備を進めることで、市民の皆さんが災害時等に不安とならないよう努めてまいりたいと考えております。

なお、佐賀地区におきましては、佐賀本町線及び国道256号バイパスが完成いたしておりまして、両路線を災害時における幹線的な避難経路として位置づけをしていただいた上で、地域の中で日ごろから避難の経路について御検討を行っていただければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） それでは、再質問をいたします。

ただいま答弁いただきましたが、私がお尋ねした内容と少し不明朗な感じがしますので、再度お伺いをいたします。

1点目は、道路新設・改良、橋梁整備などの事業実施について、地域の現状を検討し、順次行い、危険箇所の対策と整備を進めることで、災害時に不安とならないように努めるとの答弁ですが、これに対してどのような対策をとっているのか。

2点目、佐賀本町線を災害時の緊急経路として活用することはわかっておりますが、私が質問をしたのは、共和町佐賀自治会より、危険道路であるので早急に整備してほしいという要望を出したが、どのように検討されたのか、今後どのように進められていくのかお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 再質問にお答えします。

1点目の、市道、橋梁の危険箇所の対策と整備はどのように行っているのかとの御質問でございますが、市道の新設・改良につきましては、予算の範囲内におきまして、現状や緊急性、危険性などの点を十分に検討した上で、市内全域における整備を継続的に行っております。

対策の面でございますが、各地域の、主に幹線市道を中心に道路パトロールを毎月実施させていただいております。しかしながら、市内全域の状況を常時把握することは非常に困難でございますので、各地域の皆様からの情報をいただきながら、軽微な部分につきましては随時対応するというところを行いまして、危険箇所の解消を図っております。

橋梁につきましては、平成21年度から平成24年度にかけまして、市内の主要な橋梁である52の橋梁を山県市橋梁長寿命化修繕計画の対象といたしまして、点検を行っております。その結果をもとに修繕耐震補強工事を本年度から実施しております。

2点目の、佐賀地内における危険道路の早急な整備要望への検討という点でございますが、現状は把握しております。しかしながら、市道の新設、拡幅工事等の実施には多くの家屋移転を伴うことが予測されます。かつ、移転等に要する期間と多額の費用を要します。また、佐賀中橋の拡幅につきましても、市道改良に合わせた一体的な施工が必要となることが見込めますので、現時点におきましては、早期の事業着手は困難な状況であることを御理解願いたいと思います。

しかしながら、災害時の避難経路となる市道と橋梁の整備につきましては、地域からの強い御要望が以前から御提案されていることは十分認識しておりますので、整備に向けた検討は引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 影山春男君。

○12番（影山春男君） ただいま答弁をいただきました。いずれにしましても、ハードな面は多くあると思っているのですが、最後に申されておりますように、災害時の避難経路となる市道と橋梁の整備について、地域からの強い要望が以前より提出されていることは十分認識をしているとのことでありますが、課長在職中にぜひ完結するような努力を期待いたして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（横山哲夫君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

通告順位2番 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） それでは、副市長にお尋ねをいたします。

今回の議会、副市長のデビュー戦でありまして、市民の皆さんもテレビで初めて副市長の顔をごらんになる方もあるだろうと思います。率直にお答えをいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

さて、現林市長が誕生して、はや2年半が過ぎました。副市長不在の中で、市長におかれましては、市民との公約を果たすべく精力的に内外の政策を実行されてこられました。私は本年6月の定例会の一般質問で、市長に副市長の意義や存在について考え方をお尋ねいたしました。その中で、副市長の重要性の御答弁をいただいたところでございます。ならば、1日でも早く意にかなう人があれば就任を要請されたと期待をいたしておりました。そして、あなたが就任をされ、約2カ月が経過をいたしました。

そこで副市長、この2カ月の間で、市内の全域のことや役所内で、あなたがお気づきになったことや印象を持たれたことなど、お答えをいただきたいと思います。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） まず、私の今現在の山県市に対する思いについて、御答弁させていただく機会を与えていただきました杉山先生に感謝申し上げます。

まず、感銘を受けた本市の事業として3つほど挙げさせていただきます。

まず1つが、児童の虫歯罹患率の低さでございます。

最初に驚いたのは、本市の幼児から児童まで、虫歯罹患率がとても低かったことです。歯科医師会、保育園、幼稚園、そして小中学校と、行政の健康介護課の努力に感服したところでございます。今では県下の虫歯の少ない市と言っても過言ではないかと思えます。私は、この結果よりも、行政と歯科医師会、そして学校等が連携をし、この結果を出したことに敬意を払います。縦割りとか自己完結型に陥りやすい行政事業にとっては、見習うべきことと思っております。

2点目に、過疎対策のさまざまな試みでございます。

山紫水明に富んだ山県市と言われますが、山深く、谷に囲まれた集落が点在する、いわば過疎化地域と言いかえられるのではないのでしょうか。その対策として、橋の耐震化等のハード事業やスクールバス運行等のソフト事業を多数実施されるとともに、集落支援員や地域おこし協力隊による、地域に溶け込んだ支援策に感銘を受けたところでございます。過疎地域の活性化に非常に期待をしているところでございます。

3つ目に、企業支援の充実でございます。

地元企業の支援のため、企業支援室を設置されて情報収集と提供を行うとともに、職員が同行し産業振興センター等の指導を受けるなど、きめ細かな業務を行ったり、ポートメッセで行われました「メッセナゴヤ2013」に山県市ブースを設け、4企業とともに

PRを行っている姿には喜びを感じたところでございます。来年は、さらなる企業参加を得て、本市の産業活性化に寄与できればと考えております。

次に、私の役割と感じた事項を3つ挙げさせていただきます。

まず、行政事務に関する危機管理についてでございます。

まずやってみようということも時には大事ですが、それぞれの事業にはそれぞれの見逃してはならない危険があるものです。例えば、事故が起されば復旧は言うまでもありませんが、事故の原因を確認し、同じ事故を繰り返さない対策も行政には欠くことができません。危機管理意識を持ち、市民にとって安心・安全で生活向上につながる施策ができる職員を育てていきたいと考えております。

2つ目に、市民の側に立った市民協働についてでございます。

どこの市町村も市民協働を行政の柱といたしております。市民側から見れば、行政の押しつけとよく言われております。市民が市民の行うべきことをよく理解していただいた上で一緒にやろうよとなるために、十分な対話と行動が必要であり、市民側に立った物の見方ができる職員を育てていきたいと考えております。ただし、行政の行うべきことも十分に理解した上でのことかと考えております。

3点目に、市職員の閉塞感についてでございます。

合併10年で433名から309名にされたことは敬服するものの、退職者補充がなく、この10年間で新規に採用されたのは、技術系の数名と聞いております。その反動だと思いますが、職員に閉塞感を感ずるのは私だけでしょうか。幸い、来年度、平成26年度でございますが、新卒者3名を一般職として採用予定であることは喜ばしいことです。縦割りで与えられる仕事をこなす、これはつまらない仕事の手法ではないでしょうか。果敢にアタックし、市民の側に立った仕事の手法が欲しいと考えております。

最近、うれしいことがありました。以前から問題になっていた事項ではございますが、課が異なる3名の職員が1つになって問題に当たってくれていました。結果的には残念なことでしたが、それぞれの課の枠を超え、打ち合わせを入念にしながら一緒に対処してくれている姿にはほっとしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） 再質問をさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。ただいまの御答弁の中で、私の役割と感じた事項についての2番目でございますが、市民の側に立った市民協働の話がございましたが、私は議員7年でございますが、いつの議会や委員会でも何となくすっきりとした満足感を

味わうというものが少なく、これは一体どうしてかなというふうに、いつも疑問を持っております。あなたの御答弁をお聞きして、今、はっと思いましたが、すなわち我々はいつも同じメンバーで、行政側の話が中心であります。市長提案の条例案件、予算案件の審議をするわけですが、どうも市民目線ということのを忘れることが多いのではないだろうかということに気がつきました。そこで、市民側に立った物の見方ができる職員を育てていきたいと考えていますとの御答弁に大変感銘をいたしました。ぜひ、その思いを忘れることなく今後の御活躍に期待をいたします。

さて、今、企画財政課が27年度からの第2次山県市総合計画を作成されつつあるわけですが、あなたはその中の中心的役割を果たしてもらうこととなるであろうが、大筋で結構ですが、どんな計画を立てようとしておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 杉山議員の再質問にお答えをいたします。

第2次総合計画においては、まず、東海環状自動車道の開通を見据えた戦略的な政策が重要になってくると考えております。それは、インター開通を踏まえたインフラ整備にとどまらず、地場産業の育成、支援にも配慮した、事業者と一体となったハード、ソフト両面からの活力ある地域づくりでございます。

現在の第1次総合計画は、合併前に協定しました新市まちづくり計画をもとにしまして、インフラ整備などのハード事業を主体としたものになっておりますが、第2次山県市総合計画につきましましては、もう少しソフト事業に重きを置き、持続可能な地域社会の制度づくりを目指すことが重要ではないかと、今考えております。また、民間業者の方と一体となって地域の活性化を目指すことや、市民参画、そして市民協働を推進していくことも重要だと考えております。

総合計画の指標として、定住人口以外に交流人口とか活動人口といった要素も取り入れていく必要があるものと考えております。決して総花的ではなく、山県市の身の丈に合った計画としまして、市民の方にもわかりやすく共感を得られるものを策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 杉山正樹君。

○6番（杉山正樹君） いろいろとお話をいただきましたが、山県市の皆さんから、住んでみたいまち、住んでよかったと思えるまち、また、夢の持てる林市政を期待し、希望しておられます。

今回、市民の皆さんも副市長のお話を聞かれまして安心をされたことと思いますが、

最後にいま一度、林市政との取り組みについて、改めて決意と覚悟をお尋ねし、質問を終わります。

○議長（横山哲夫君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えをいたします。

次世代に責任の持てる地域づくり、このために市長の女房役として、すぐれた政策等につきましてはさらに伸ばし、そして職員が明るくやりがいを持って働ける職場づくりに、職員とともに努力をしていく所存でございます。

以上で杉山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時再開といたします。

午前10時41分休憩

午前11時00分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） それでは、機会を与えていただきましたので、2点御質問を申し上げます。

第1点目ですが、指定管理者の必要性とその背景について御質問いたします。

私、答弁者は誰でもいいと書いておきましたけれども、企画財政課長が答弁してくれるというふうに書いてありますので、適切な御答弁をお願いしたいと思っています。

指定管理者制度というのは、皆さん御存じのように、平成15年7月に地方自治法が改正され、公の施設の管理を直営もしくは指定管理者のいずれかで行うこととなりました。さらに、指定管理者は民間企業、公益法人、NPO法人の中から自治体によって指定されるのですが、この中に、団体であれば権利能力のない社団でも、単なる親睦クラブでもよいことになっています。誰でもよいということは、同級生の仲よしクラブでも町内会でもよいことになっています。とにかく団体であればよいということですが、個人ではだめということなので、指定管理者というのに個人ではだめというのは変な法律なんです。指定に当たっては議会の議決を必要としますが、特段の大きな制約があるわけではありません。公募によって広く門戸を開くことによって、よりよい管理者を選ぶことが可能となりますが、不思議なことには、公募しなければならないと定めているわけではありません。指定管理者の制度そのものに理解できない点が多くあります。

まずは、山県市の指定管理者制度を活用している団体、企業、それに支払われている

金額、さらに契約年数をお示してください。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、議員御発言のように、民にできることは民でとする、当時の小泉内閣の骨太改革路線の一環といたしまして、平成15年の地方自治法改正によりまして創設された制度でございます。

その背景は、御質問にありましたが、公共的な主体以外に、十分なサービス提供能力が認められる主体が増加してきたことですか、住民ニーズの多様化に効果的、効率的に対応するためには民間のノウハウの活用が有効であることから創設されたものでございます。なお、この法律改正においては、同時に、公共的団体等に限って委託ができていた管理委託制度が、3年間の猶予期間をもって廃止されることになりました。御発言のとおりでございます。

このため、本市におきましては、民間のノウハウの有効活用を図るという積極的な趣旨と、それから、管理委託できなくなるという消極的な趣旨の両面から、本市の公の施設のあり方を検討してきているところでございます。

そこで、お尋ねのありました、本市における指定管理者制度の現状についてお答えをいたします。

1点目の、指定管理している施設の数でございますが、現時点で7種類の20施設でございます。

次に、指定管理料として支払われている金額でございますが、本年度の、平成25年度の当初予算金額で申し上げますと、6,900万円ほどでございます。

あと、指定期間というお尋ねがございましたが、7種類ありまして、香り会館につきましては3年です。それから、ちょっとごめんなさい、事前に用意しておかなかったものですから、長いもので5年、施設によりましては3年というものもございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 答弁は、私も細かいところまで書いたわけではありませぬのでこれで十分なんですが、私がお尋ねしたいということがわかっていたらそれでもいいので、数字的なことや相手先のこととかいうのは次の問題になるわけですが。

私がこの間の予算査定の書類を読んでいたしたら、最近、指定管理者制度、NPO法人などに移管する傾向が大変目立つようになってきました。その文言の中に、来年度の予算査定の方針や留意事項の中には指定管理者の制度と活用と書かれてあり、また、歳

出に関する事項の中にも、民間委託についての、いわゆる指定管理者について検討した上で計上してくださいとあるわけですが、予算査定の方針の中に指定管理者という文言が2度もうたわれている。私は、民間に委託することが、よほどよいことかというように誰かしらも勘違いをしているのではないかということを強く思うわけで、この質問をするわけですが。

民間に委託をするということは、特別な技術、あるいは特別な許認可、そういうものが必要であるということがうたわれているとか、あるいは何らかの理由があって、やむを得ず委託するものというふうに思っているわけですがけれども、先ほどの答弁の中から、私も予算書を見てお尋ねするんですが、大桑の香り会館に1,000万円の指定管理料が支払われているんです。喫茶コーナーなど営業がなされていますが、あの施設を借りていただくのに1,000万円払って借りていただいている。これは誰が聞いてもおかしな話だなど思うのは、首をかしげるのは私だけではないと思っているんですが。

先ほどの話に戻りますが、親睦クラブでも町内会でも団体なら誰にでも借りられる施設を、わざわざ遠くの、あるいは県外の業者に委ねる。ほかに希望者がなかったという答弁をされると思いますが、それは市民の方たちに、あるいは近隣の人たちにPRがなされていなかったのではないかなと、勝手にそう思っているわけですがけれども、既に10年が経過して、おおよそ1,000万であれば1億、1億円支払っているわけです。さらに、これから10年間、わかりませんが、途中で市長がやめやと言われればそんな金額になりませんが、これから10年先まで仮に払うとしたら、2億円を払うことになるわけです。あの施設にそんなにも多額な投資をする、あるいは今後も引き続きやっていかなければならないという必要性があるかということをお尋ねするわけですがけれども。

さっきの話にまた戻るんですが、この施設、香り会館の施設に専門的な知識が必要とか、あるいは免許が必要ならいざ知らず、まして、この数カ月前に業者がかわったんですが、スタッフはもちろん、全てが今までどおりです。これでは全く将来性がないというふうに私は感じていますが、もちろん今までそこで働いていた人たちの雇用を配慮してということもあるかと思いますが、指定管理者の制度そのものが理解に苦しむ自治法ですから、このことをよく考えて。皆さんが、例えば自分の持っている家をあいているから貸すというように、お金をわざわざ払ってこの家を使ってくださいという、そんなことは一般的には考えられない問題なんですけれども。

そもそも、先ほど久保田課長の中にも少々ありましたけれども、古い話ですがけれども、1億円のふるさと創生基金以来、公の施設をどんどんふやしていったんですが、公の施設をどんどんふやしても、公務員ではなれない業務で運営が行き詰まってしまうわけで

す。まさに夕張の破綻とうり二つの現象です。国とか県とかいうのは、いろんなメニューを提示して、そして公の施設とかインフラの整備を進めるわけですが、それで地方の自治体に借金をさせるわけですが、後からまた交付税算入をしますからなどと、そういう甘い言葉をかけてくれる、そういうケースが過去には随分たくさんあったわけですが、そうした中で、思いもよらぬ少子化問題などで公の施設が不要になったり、過剰投資などで困窮したので、急いで施設の運用を指定管理者に、この制度で、要は補うための自治法ではないかというふうに私が勝手に判断しているわけですが、総合体育館でも指定管理に3,898万円もの管理料を払って、さらに総合型スポーツクラブ、これはNPO法人ですけども、510万円もの料金を払っているわけですが、まだほかにもあるんですが、私はこのまちの財政を顧みるに、こんなにも高額な費用を払ってでも運営すべきかということに疑問を投げかけざるにはいられません。

市長が部長制を廃止して課長制にしたという最たる目的は経費の削減だと公約でもありましたが、私は、職員の給与を削減してたくさんの仕事をしてもらおうと思っても、これはかなり無理な話なんですね。誰でもですけども、今までにいただいておったものを削減されたら、やっぱり志気が図れないという、志気は志すほうですが、図れないという現象が起きるわけですが、そういうことをいろいろ思いますと、この件は、もう一度よく見直す必要があるのではないかということ私なりに思っているわけですが。

御存じのように、我が市は起債許可団体です。要するに、何かをやろうといっても県の許可がないと何もできないというのが現状なんです。こんながたがたな財政にしたのは誰なのかというのは、ちょっとポイントが外れますので次回に改めて質問したいと思っていますが。というのは、今の市長が全部悪いという意味ではありません。今までの、この数年間、あるいは十何年間の間が悪いという意味を、私は思っているんですが、財政が逼迫すれば、当然市民の皆様にサービスの提供ができなくなります。私が懸念するのは、団体にどんどん委託をふやせばマイナスばかりが目立ちます。財政面は無論ですが、役所の皆さんと市民の方々との交流の場がなくなるのではないのでしょうか。まちづくりも、先ほど副市長の答弁にもありましたが、官民が一体となって未来に邁進することが肝要だと思っております。

民間委託で事がなし得るのなら、全て民間委託にすればいいわけです。そうすれば市長と数人の職員で全てが運営できるわけですから、そのところもよく考えてほしいんです。実際に民間委託すれば市長と数人の人でできるということは、私もシミュレーションでやってみたことがあるんですけど、実際にできるんです。しかし、先ほどの話に戻りますが、官民一体となって、あるいは副市長の言葉をかりれば、市民の人たちと、

いわゆる市民感覚で行政をなすことができなくなるではありませんか。ですから、私は民間に委託をするということをもう少し考え直してほしいということで質問するわけですが、民間企業と公共の違いは、公共はサービスの提供者なんです。お金をもうけるわけではありません。必要な分を税金でいただいて、皆さんにサービスをするというのが、これが公共の立場です。民間は全くそれと反対で、利益追求型です。とにもかくにもお金をもうけるというのが企業のなすべき仕事なんです。

ちょっとこれはアドリブですが、市民の方から、職員に暇そうにしているとか、余り仕事をしんのやないかとか言われて、やゆされることがあると思いますが、それは市民のほんのわずかな人たちが、その職員の、いわゆる公務員に言いたいことを言うのは、これは信頼しているから言うんです。これが民間の人になったら、誰もそういうことを言えないんですわ。ただ、民間の人だったら誰がどういう仕事をやっているかわからない。公務員の人だからみんながいろんなことを言って無理難題を押しつけるわけですから、もっともっと職員の皆さんも、もちろん執行部の皆さんも、胸を張って仕事をしていただいているのではないかと、こんなふうに思っていますが、その仕事も、全てのことに職員の登用をふやして、市民と向かい合って、そしてまちづくりに専念していただきたいと、こんなふうに思っています。

そこで、再質問ですが、今後の指定管理のあり方、あるいは契約年数の見直し、こういうことについて考え直す、あるいはまた、新たな方法を考えていただくつもりはあるか、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 山崎議員の再質問にお答えをいたします。

私も、指定管理者制度が公の施設の管理のあり方でベストな方法だとは無論思っておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、従来の管理委託制度がなくなりまして、こういったことが地方の自由でせつかくできるようになった制度でもございますので、公の施設のあり方の選択肢の1つとしてオプションを1つふやして、指定管理者制度を導入したほうがいい施設については、できる限り導入の検討をしてみたいというふうに考えております。

といいますのは、1つには、第3次山県市行政改革大綱というのが21年度、22年3月にできておりまして、これも26年度までですが、こちらのほうの大綱の1つの中にも指定管理者制度を推進するということに、現時点ではなっております。またこの行革大綱の見直しがありますので、今後どのようにしていくかということはございますが、これらを踏まえまして、先ほどお話がありました26年度の予算編成方針には、指定管理者制

度も1つの選択肢として検討した上で予算を組むようにということでございます。

あと、香り会館を例にとられました。香り会館につきましては、1,000万で貸しているという認識は、私どもは持っておりません。香り会館が存続するのがいいのかどうかはいろんな賛否があるかもしれませんが、議会のほうで議決していただきまして、香り会館を設置するということになっております。その公の施設を市が直接直営でやるのか指定管理者にやるのかという選択肢の中で、指定管理者のほうがいいであろうということで、1,000万をその方に委託して、1,000万払っておるという認識ではなく、市が直接やるよりは経費的にもサービス面でもいいのではないかとということで、今、指定管理者制度になっておるということでございまして、たまたま今、民間の営利会社が指定管理者になっております。

ただ、ちょっと私も当時担当ではなかったんですが、前の会社がかわりまして、そのときには公募しました。そのときに提案があったのは4社ほどあったと思います。結果的に今の会社が指定管理者になったわけではありますが、それは企画提案の中でということで、実はその中の1つには地域を主体としたNPO法人も提案をなさってみえたということは聞いております。残念ながら、民間企業のプレゼン力に負けたのか何かで結果的には市外の企業さんが指定管理者になりましたが、そんなことも踏まえまして、実は前年、議会でもお話がありましたが、もうちょっと、議員おっしゃられましたように、官民一体となって地域の方の声が聞きやすい、地域の方が主体になったほうがいいんじゃないかということがありまして、指定管理者の選定要項は一部、実は前年度に変えたところではございます。

今後につきましても、ただ単に施設数をふやしていくことありきというような、そんな発想ではなくて、選択肢が1つふえたということで、指定管理者は排除することなく、今後の公の施設のあり方の選択肢として、職員の私どもはベストな方法をどうしていったらいいのかというのを考えてまいりたいと思っておりますし、あと、指定管理者にしますと、指定管理者が自由にやっていけるというふうには思っておりません。あくまでも行政処分ですと、指定管理者のほうが思わしくなければ、こちらのほうから解除することもできるでしょうし、違法なことはできることはないと思っています。

市民の皆様が利用される中であって不平不満等がありましたら、行政は知ったことじゃない、指定管理者の責任やというふうに逃げるつもりはありませんので、また、市民の方からいろんなことがありましたら、市は手を離したというつもりは思っておりませんので、市民の方々の意見をたくさん頂戴しながら、よりよい公の施設のあり方を今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 細部にわたってどうこうと言うつもりはありませんが、とにかく持っているお金をたくさん外注へ、外へ注文という、外注へ頼めばそれだけお金がかかるということですから、できるだけ自分たちのことは自分たちでやるという、そういうパターンに変えていただけるといいかなと思うんですが。

私の知人の会社が結構な大きな会社だったんです。それで、生産量も随分と上げていた、県内で屈指の会社だったんですが、忙しいからといっていろんなところに外注、外へお願いに行ったんですね。そうしたら、その会社もいろいろな生産量があったもので、そこへお願いに行って、どんどん仕事をふやして、今度は自分の会社の仕事がなくなったわけです。そうしたら、そこから仕事がもう引けなくなって、それで自分の会社がえらくなるのに外へ出さなきゃならんような状況があったんですが、これはどんな団体でもそうですし、公共でもそうですが、いろいろ外へお願いしておった、3年契約でも5年契約でもいいんですが、自分のほうでできるようになったときに、それを引くことができなくなるという現象もありますので、そういうこともよく将来を見きわめてやってほしいなと、こんなことを思いますので、よろしくお願いします。

質問をかえます。

ギネスについて質問をいたします。

これは久保田企画財政課長に最もふさわしい質問ではないかというふうに私は思ったんですが、恐らく私がこれからこれをいろいろ述べるよりも、彼は私よりも幾つも引っぱり出して研究がしてあるので多くは申し上げますが、このギネスというのは、いろんな面で役に立つ。これは、ギネスというのはギネス社という会社が世界一をブックにするわけですが、これは昔からやっているんですが、山県市のギネスブック、あるいはギネスをつくったらどうかということと思うんですが。

先般、一般質問で吉田議員が、学生にいろんな点で協力するといいというような話、細かいことは言いませんが、人の質問ですから、これもいいことだと思うんですが、このギネスも本当に必要な、必要というか、まちづくりには必須条件だと思うんですよ。というのは、私、ある本を読んでいたんですが、息子と親がキャッチボールをするわけですが、そうすると、この子供が大きくなるに従って距離が遠くなって、たくさん投げられるようになるわけです。それで、親はボールを受け取るたびに、ナイスボールと言って声をかけるわけです。そして、最初はボールを投げているんですが、やがてはその少年の心を投げるようになるという、そんな一説を読んだことがあるんですが、あると

ころでは、柿の種を口にくわえてどれだけ飛ばすかとか、50人ぐらいで大縄跳びで何回飛んだとか、結構お金のかからない、また、挑戦型で、そして、なった人が、山県市でこんな記録を持っていると言え、恐らくやその人の生きがいにもなるのではないかと、こんなことを思って、これは誰でもいいわけにはいきません。久保田企画財政課長に尋ねますので、お願いします。

○議長（横山哲夫君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

ただいま御発言がありましたように、ギネス世界記録に挑戦は、地域関係者が一丸となって真剣に挑戦しまして、同じ目標に向かって力を合わせるということで、地域の活性化にもつながっていく上、御発言ありましたように、メディアの注目も受けて、知名度ですとか集客力の向上、地域経済効果さえも期待できるといったことなどから、自治体のほかにも青年会議所ですとか商店街等により、全国的にも企画、実施されているイベントが近年ふえてきているとも言われております。

例えば、目指すべき記録としましては、例えば福岡県大野城市で行われましたような人間空気椅子のような、地域 みんなが同時に何かをしてというものですとか、豊橋市でつくられましたような城のアルミ缶オブジェのような、地域 みんなで世界一のものをつくり上げるというもののほか、新潟県の燕市でつくられましたような世界一大きなフォークのような、地域にあるもので世界一を目指すんだといったようなものなどが考えられます。

最近では、暗い話題が大きく報道され、競争社会の中で人の足を引っ張ってでもはい上がろうとする方が多く存在しがちな社会の中にありまして、純粋により高い次元を目指して頑張り、それを応援し、その結果を分かち合うという感覚は、私はとてもすばらしいことだと感じております。

ある人類学者は、私たちは走り始めたときに人類になった、走ることで人類は人間になったと言われております。つまり、人類は走り続けなければならないのでありまして、そのための数々の目標となる記録が、人類発展を培ってきたとも言えると思います。

ところで、冒頭申し上げました自治体等が主体となったギネス記録への挑戦の多くは、市制何十周年を記念して行われることが多くあります。御案内のように、本市におきましては、今年度を10周年として各種イベントを企画、実施してきておりますが、今からこうした企画をして実施することは物理的に困難ではございます。しかし、逆に考えますと、今年度は合併10周年の各種事業を展開してきていることから、来年度以降、当分の間はこうした目玉事業の予定がないとも言えるわけでございまして、来年度以降にお

いて実施することはかえって望ましいと言えるかもしれません。

なお、京都府が2000年度から運動会の特定種目を対象とした京都・ギネスとか、兵庫県小野市のスポーツギネスＯＮＯなど、特定地域内での記録を残している取り組み例もあります。これらは、知名度や集客力の向上、地域経済効果はさほど期待できないかもしれませんが、地域の一体感の醸成化などの効果は期待できます。

せっかくすばらしい御提案をいただきましたので、こういったことも視野に入れながら、今後におきまして関係機関と調整しながら実施できないかを検討し、企画のめどが立ちましたら、市民の方々の機運を高めながら、実施に向けて調整してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 山崎 通君。

○2番（山崎 通君） 先ほど宣言したように、いろいろたくさん調べておってもらえたので私の意見はありませんが、とにもかくにも、官民一体となってまちづくりに専念してほしい、こんなことをお願いして質問を終わります。

○議長（横山哲夫君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位4番 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従い、質問番号1番、ふるさと納税について、市長と総務課長にお尋ねいたします。

質問に入るに際し、本日まで本市の発展のため、大変多くの皆様がふるさと納税制度を活用し、貴重な寄附をいただきましたことを心より感謝申し上げまして、質問に入らせていただきます。

平成20年度の税制改正により、都道府県、市区町村に対する寄附金のうち、改正当時は5,000円を超える金額、現在では2,000円を超える部分について、所得税、個人住民税から控除されるふるさと納税が始まりました。山県市も、豊かな自然と活力ある都市との調和を目指し、ふるさとづくりを応援する寄附金として、山県市ふるさと応援寄附金条例が平成20年10月1日に施行されました。各都道府県や市町村でも、独自の取り組みにより、ふるさと納税額を伸ばし、自主財源を確保している自治体がある一方で、積極的に取り組んでいない自治体との差が生じている現状です。

積極的にふるさと納税を活用している自治体の例として、一定額寄附をいただいた方に地域の特産品をお送りし、寄附をいただくと同時に地元特産品のＰＲを行う自治体などもあります。観光地を有する自治体では、優待券などをお配りし、観光面からのＰＲなどを同時に行う自治体もごございます。また、寄附を行うまでの手続を簡素化するため

に、電子決済やクレジットカード決済などの導入を検討、実施している自治体もございます。

本市でも例年、広報やまがたにて寄附をいただいた方の氏名と寄附金額が紹介され、これまで本市を応援するため、多くの方々から寄附をいただきました。これまで本市を応援するために寄附をいただきました多くの皆様に感謝しながら、ふるさと応援寄附金及びふるさと応援基金について、４点お尋ねいたします。

１点目、平成20年度から現在までの山口市ふるさと応援寄附金の額について。

各年度ごとの金額と、その各年度ごとにいただいた金額をどのように捉えているのか。

２点目、山口市ふるさと応援寄附金の寄附方法と告知方法について。

現在の寄附方法から手続を簡素化して、電子決済やクレジットカード決済などの方法は検討しているのでしょうか。告知方法として、広報やまがたとホームページ以外にはどのように告知しているのか。また、現在行っている方法以外に、今後検討している告知方法はあるのかお尋ねいたします。

３点目、山口市ふるさと応援基金の活用と公表方法について。

総務省は、ふるさと納税にていただいた寄附は使途を明確にすることが望ましいとの見解を示しています。他市に比べると公表は詳細にしている現状であります。年々、使途についてはわかりにくくなっているように見受けられます。例えば、平成21年度には、健やかで安らかなまちづくり事業との事業区分の意向があり、高富児童館管理費に使用され、比較的使途が明確になっていると見受けられます。しかし、その一方で、平成23年度にいただいた寄附で、市長におまかせ・ふるさとまるごと支援事業では、企画調整と公表されているのみで、実際にどのように使用されているのかがわからない現状です。公表方法も一度見直す必要があるのではないのでしょうか。

４点目、山口市ふるさと応援寄附金並びに基金の今後のあり方について。

多くの自治体が創意工夫を凝らし、自主財源の確保や、ふるさと納税に絡めて地元の特産品のPRや、寄附を行っていただく手続の簡素化などを実施しておりますが、本市では、今後、ふるさと応援寄附金並びに基金のあり方をどのように考えているのか。

以上、４点のうち、１点目から３点目については総務課長に、４点目は市長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 関谷総務課長。

○総務課長（関谷英治君） 御質問にお答えをいたします。

まず、１点目の制度創設から現在までの本市ふるさと応援寄附金の現状と、寄附金額に対する捉え方についてでございます。

まず、本市の寄附金の状況を申し上げますと、平成20年度は23万円、21年度は116万5,038円、22年度は35万1,300円、23年度は93万3,617円、24年度は159万7,734円、25年度は本日現在でございますが11万7,500円となっております。20年度からの累計を申し上げますと、439万5,189円でございます。なお、本市では、寄附金の目標額を設定していません。金額につきましては、年度によってばらつきがあるものの、ふるさととして本市を思っただけの皆様方の御厚意や御期待のあらわれでありまして、いずれも感謝を申し上げる次第でございます。

次に、2点目の、新たな寄附方法の検討のいかんと告知方法の現状と今後の取り組みについてでございますが、まず、新たな寄附方法としまして、県内市町村では、議員御指摘のクレジットカード決済は5つの市町が、コンビニ納付につきましては2つの市がここ1年ほどで導入を始めておりまして、手続の簡素化に取り組む団体はまだまだ少なく、その効果もはかりかねる状況でございます。また、クレジットカード決済には初期費用が約5万円、維持費が年間約9万円、コンビニ納付につきましては初期費用が約5万円、維持費が年間約5万円といった経費が必要となります。本市としましても、寄附をしやすい環境を整え、利便性を向上させることは大変重要と認識をしておりますので、いずれかの方法を導入することを視野に入れつつ、他市町村の動向に注意してまいりたいと考えております。

また、本市のふるさと納税の告知状況は、議員御指摘の方法に加えまして、民間のふるさと納税専用のインターネットサイトへの掲載も行っております。今後は、告知をより一層充実させるため、例えば、帰省時期となります8月や1月に絞ったイベント開催時や広報紙による告知の実施、市外イベントへの本市出展時に合わせた告知の実施、市職員を通じた同窓会などでの市外在住者への告知など、工夫をしながら山縣市ふるさと応援寄附金のPRに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の、山縣市ふるさと応援寄附金の活用状況と公表方法についてでございますが、本市では、前年の1月から12月までの寄附金額をもとに、翌年度に寄附いただいた方の使途希望を反映した事業に充当をさせていただいております。例えば、使途を企画調整と公表しました内容につきましては、総合計画の策定などに係るものでした。使途が非常にわかりにくいという御指摘もございますので、今後は寄附金はどう役に立ち、どう使われたかを知りたいという、寄附をいただいた方の視点に立った記載方法、公表に改めるとともに、使途を特定せずに御寄附をいただいた方には、御本人へその結果を通知することも行ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 私からは、4点目の最後の御質問にお答えをいたします。

現行のふるさと納税制度は、行政サービスの対価や地域の会費的な性格を有する個人住民税等が財源であり、応益負担の原則や負担分任の原則という観点から、全額を住所地の自治体に納付していただく方と、また、住所地以外の他の自治体にふるさと納税を行っていただく方とが同じサービスを享受でき、不公平であるという指摘がございます。

また、地方自治体への寄附金額の現状から、地方と都市の税収格差や地域活性化の地域間格差を是正するに至らないといった問題点、そして、住所地にふるさと納税を行うと、当該住所地の市町村は、ふるさと納税による寄附金額を歳入することに加えて、税収の減収額、これは個人の市民税の税額控除額でございますが、その相当額の75%が普通交付税で財源保障されるなど、制度上のモラルハザードを内在しているといった問題点が指摘されているところでもございます。

さらに、東日本大震災を契機といたしまして、寄附文化になじみの薄い我が国におきましても地方自治体等への寄附金額が増加傾向にある中、ふるさと納税制度を入り口にして、観光客誘致や特産品のPR、地域振興につなげようと、特産品などの特典の豊かさや豪華さを競い合い、寄附金の獲得競争のような感の取り組みを行う地方自治体がふえているのも事実でございます。

こうした中、私はこの安易な寄附金獲得競争に加わることはせず、真に本市をふるさととし、その発展に寄与したいという、この御厚情を持った方々を大切に、また、その思いに応えるべく、使途も指定できる現行のふるさと応援寄附金制度の運営を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、一方、本市に5,000円以上寄附をいただいた場合は、現在、本市のよさを知っていただくため、お礼として四季折々の映像をおさめたDVDをお送りしていますが、寄附をいただいたお礼という良識的な範囲において、特産品はもとより、例えば本市のまちづくり振興券などをお送りすることで、ふるさと山県市を遠くにありて思うものではなく、寄附をいただいた方に実際に本市を訪れて使用していただくことで、より効果的に本市の活性化につながるような、こうした工夫も考えていくことは必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、再度、市長にお尋ねいたします。

2点目の、新たな寄附方法に対する現時点での調査をもとに必要経費を勘案して、他

市よりもより便利でより確実な方法を検討していただくとともに、ふるさと納税の告知状況では、インターネットの活用や、今後の市内外のイベント会場での告知には期待するところでもございます。また、民間企業のサイトを利用し、ふるさと納税の普及に努めている自治体もございますので、先進事例をぜひ前向きに参考にさせていただくことも重ねてお願いいたします。

3点目の、企画調整などの使途についてですが、事前に問い合わせをしておりましたが、回答は曖昧で、本来であれば歳入、歳出は済んでいる平成24年度までの内容を確認しているのですから、どの担当者でも明確な回答ができることが望ましいのではないのでしょうか。

改善は本年度から実施されていると報告を受けましたので改めて伺いませんが、何の根拠もない歳入見込みをもとに予算を組み、使途が曖昧では、さきの市長の答弁の、真に本市をふるさととして、その発展に寄与したいという御厚情を持った方々を大切にし、その思いに応えるべくとの答弁とはかけ離れている現状ではないのでしょうか。

どの自治体も、特産品などの特典の豊かさや豪華さを競い、安易な寄附金獲得競争を行っているわけではなく、寄附をしてまでも各自治体に頑張ってもらいたいと思っていただける方々に、より地元のよさをこれまで以上に知っていただくため、地域の魅力ある特産品をお送りしているのではないのでしょうか。また、地元の特産品をお送りするのかどうかにかかわらず、本当に寄附をいただいた方々のお気持ちを大切にするのであれば、いただいた寄附に報いるだけの結果を出していくことが大切なはずです。

私たちがそうであるように、地元のよさを知ってもらいたい、地元でこんなにいいものがあるから一度手にとって見てもらいたいと、地元のPRを行っているはずです。他市も同様で、そのPRの方法が、ふるさと納税をうまく活用して行っていくのか、それとも、市が税金を使いPRをしていくのかの違いで、どちらの手法を選んでいくのかは、市長の感性が問われるところでもございます。

市長がどれだけふるさと納税制度の問題点や不公平さを指摘しても、税制改正が行われない限りふるさと納税の制度は続いていきます。また、問題点を指摘しているその制度を活用して、現在も本市に貴重な寄附をいただいておりますので、問題点を指摘するのではなく、どうしたらより前向きに活用していけるかを考えるべきではないのでしょうか。

なお、本来であれば本市に市民税として見込まれる税収も、本市の市民の方々が他市に魅力を感じ、他市にふるさと納税を行うことが続けば、市民税の控除も続いていきます。市長のさきの答弁にありました、控除額の75%は普通交付税で財源保障されるもの

の、25%の減収は続いてまいります。自治体の中では、いつまでの期間で、事業内容を明確にして、幾らのふるさと納税を募るという明確な使途と高いコミットメントを持ち合わせて取り組んでいる自治体もございます。

山口市の特産品をお送りすることが、御厚情を持った方々への思いを大切にしていけないというのであれば、このような方法はどうか。

埼玉県宮代町では、ふるさと納税にていただく寄附を、「ヤマを守り、江戸からある自然を子どもたちへ」と題し、環境保全計画に沿った次世代に豊かな自然を残すため、手つかずとなっている山林への間伐や林道の整備、自然体験学習が実施できる整備などの環境保全事業へと明確な使途目的を掲げ、期限も2カ月と区切り、ふるさと納税を募っておりました。500万円を目標金額として実施した結果、目標としている期限よりもはるかに短い期間の35日で目標金額を達成することができました。まさにふるさと納税にクラウドファンディングの理念を取り入れた事業モデルで、成功例とも言える事業でもあります。また、寄附をしていただき、事業に共感をいただいた方々は、きっと宮代町に足を運んでみたいと思うはずです。また、この事業は、行政職員のみで実施しているのではなく、民間企業と協力し実施しているのですが、費用は集まったふるさと納税の額の15%が手数料として必要となり、実質的な市の負担はない現状です。なお、宮代町も、前年度のふるさと納税額は20万円程度と、ふるさと納税を積極的に実施している自治体ではございませんでした。

このような事例も踏まえて、再度、市長に3点お尋ねいたします。

ふるさと納税に明確な事業名、事業内容を掲げ、市長が掲げる政策に対し寄附を募るクラウドファンディングの考え方を導入してはどうか。

2点目、ふるさと納税による市民税の控除額は各年度どの程度あり、控除され、減少される自主財源はどのように捉えているのか。75%普通交付税で財源保障されますが、残りの25%減少していく分について、どのように市長は捉えているのでしょうか。

3点目、真に本市をふるさととして発展に寄与したいという御厚情を持った方々を大切にすると答弁がありましたが、寄附をしていただいた方々に、地域のよさをもっと知っていただくために地産品をお渡しすると、どうして御厚情を持った方々のお気持ちを大切にしていけないとの認識になるのでしょうか。

以上3点を、再度市長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、本市ふるさと応援寄附金へのクラウドファンディングの導入について

てでございますが、不特定多数の人からインターネットを介しまして資金の調達を行う、このクラウドファンディングの考え方に、使途を限定した事業に対して寄附金を募るふるさと納税の考え方を加えた取り組みを行っている市町村があることは承知をいたしております。また、一方で、本市でクラウドファンディングを実施するためには、インターネット上での納税環境の整備が必要不可欠でありますので、クレジットカード決済などの有効性を検証しつつ、まずは本市の納税環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、納税環境を整備いたしました後になりますが、より具体的で明確な事業名をお示しする中で、ふるさと応援寄附金を募るという考え方も取り入れることを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、本市におけます市民税の税額控除額についてでございますが、本市において、他の自治体へ寄附をされた方の人数と、市民税税額控除額に関する平成20年以降の累計は、人数で31人、33万2,160円でございます。控除額等は年度につきばらつきがございますが、この税収の減につきましては、制度上やむを得ないものと認識をしております。今後も、市外から本市にふるさと納税をより多く皆様に行っていただけるよう、告知等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の寄附者の御厚情に対して特産品をお渡しすることについてでございますが、先ほどの答弁でも述べましたが、私はこの寄附に対して常識的な範囲内で特産品などをお礼としてお渡しすることは、御厚情にもお応えするものとの認識を持っております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 御答弁いただきありがとうございます。

改めて答弁はいただきませんが、市長の1件目の答弁にありました、私の1回目の質問にありました答弁で、良識的な範囲で地元の特産品をお渡しするというのと、半数以上の自治体に取り組んでいる、実際に寄附をいただいた方へ地元の特産品をお渡しするという、実際には今の自治体の半数以上がこれに取り組んでいる現状ですので、市長の良識的な範囲なのか、それともさっきの再質問で答弁いただきました常識的な範囲なのか、しっかりと両方を考えていただきながら、今後の施策に結びつけていただきたいと思います。

また、クレジットカード決済とかが、現在、環境整備は整っていない状態なので、来年度、再来年度実施するというのはなかなか難しいことかもしれませんが、こうした一

つ一つの施策の中に経営感覚を持って施策に取り組んでいただきたいと思いますので、また改めてお願いするところでもございます。

では、次の質問に移ります。

質問番号 2 番、民生委員の推薦方法について、福祉課長にお尋ねいたします。

基礎自治体による民生委員の推薦から厚生労働大臣が委嘱するまでには、民生委員法第 5 条 2 項にて、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県が設置した地方社会福祉審議会の意見を聞き都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が民生委員として委嘱しております。本市でも、山県市民生委員推薦会が 8 月 19 日に開催され、8 月 26 日に岐阜県知事宛てに 74 名の民生委員を推薦しています。

また、民生委員推薦会で候補者の適否を十分に知ることが困難であるような場合には、学校区など適当な区域ごとに推薦準備会を設けることもできるとなっており、山県市でも旧 3 町村に分かれて推薦準備会が設けられています。推薦準備会の構成区分は推薦会と同様で、民生委員はもちろんのこと、福祉事業関係者や教育関係者、学識経験者など、各分野に精通された方々で構成されております。

実際に推薦準備会のメンバーが中心に推薦する方を区域内で検討していただくのですが、多くの委員の方から、推薦準備会の開催日から推薦会に上げるまでの期間の短さに苦慮されている実情を伺いました。一番早い推薦準備会では 7 月 8 日に開催され、推薦会の開催までの限られた期間の中で実施していただいている実情です。地域によって民生委員の推薦方法は異なり、自治会の総会を開催して決められている地域もあると伺います。

長い歴史の中で、高齢者から児童まで幅広い分野で地域を支えていただいている民生委員の推薦方法について、3 点、福祉課長にお尋ねいたします。

1 点目、民生委員推薦準備会の開催から民生委員推薦会までの期間について。

本市でも各地域の課題に取り組む際に、自治会と協力しながら課題に取り組んでいることは改めて言うまでもありません。民生委員の推薦についても同様の地域もございます。全ての地域ではございませんが、自治会の役員の皆さんを中心に、推薦準備委員の方々とともに推薦する方に当たるのですが、短期間のため必要以上に負担となっている現状です。次回までに推薦準備会の開催を早めることはできないのでしょうか。

2 点目、民生委員推薦準備会の構成委員について。

先ほども述べましたが、自治会の皆さんと協議し民生委員の推薦を決める地域もございます。その際に、推薦準備会に自治会長や役員の方々に委員として入っていただければ、これまで以上に迅速に取り組むことができるのではないのでしょうか。推薦準備会

の委員の構成についても、次回の民生委員の改選までに検討を行っていくべきではないでしょうか。

3点目、民生委員推薦準備会の開催に際し、事務局体制について。

限られた人員と時間の中で、職員の皆さんも事務局としてできる限りの体制を整えていただいていると思っております。しかし、各自治会宛てには、民生委員の推薦について協力していただくよう案内は出すべきではないでしょうか。また、正確に職務遂行していただくため、民生委員、主任児童委員の内容や年間のスケジュールなど資料を作成することにより、事前に伺っていた話と食い違うなども防ぐことにもなりますので、改善策を次回までに検討していただく必要があると思います。

以上、3点について、福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えします。

1点目でございますが、議員の御説明のとおり、各地区ごとに推薦をお願いする民生委員推薦準備会から、市として県のほうに推薦を決定する民生委員推薦会までの期間が短く、短期間の間に民生委員を推薦していただくということになり、多大な御負担をおかけしたことと思っております。民生委員の任期は3年でございますので、次回の改選期には、早い時期に準備会、あるいは推薦会を開催するよう日程調整などに努めさせていただきたいと考えております。

次に、2点目でございますが、民生委員推薦会の委員の構成でございますが、民生委員法で定められておりまして、市議会の議員、民生委員、社会福祉事業実施に関係のある方など、7つの区分から委員を選考するということになっておりましたので、民生委員推薦準備会につきましても、これに準じて委員を構成することとしておりました。

しかし、今般、民生委員法の一部改正によりまして、委員の構成規定が削除されました。各自治体の実情に通じる者のうちから委嘱することとなりました。これによりまして、山県市民生委員推薦会規則及び山県市民生委員推薦準備会規則を改正し、これまでの委員構成を参考にしながら、地域の実情に通じた方を幅広く、かつ特定の分野に偏ることのないよう留意しながら、適任者である民生委員が推薦をされますよう対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、事務局といたしましては、私を含め2名体制で対応しております。限られた人員の中、事務が適正に執行できるよう努めておりますので、御理解をお願いいたします。

民生委員として適任である方の推薦には、推薦をいただく民生委員推薦会、あるいは

推薦準備会の委員の皆様や自治会関係者の方に、民生委員の職務内容や年間活動計画などの資料を配付するなど、実情を正しく理解していただくことが不可欠でございます。民生委員の推薦に当たりましては、地域の皆様が気軽に相談でき、社会福祉の活動に御理解をいただけるなど、適任者の推薦が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、今回の改選におきましては、議員の皆様を初め、多くの方々に御協力を賜りましたことを、この場をかりてお礼申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 再質問といたしまして、市長にお尋ねいたします。

限られた人員の中で、本当に担当課の皆さんには御尽力いただいたと思います。

3年前も同様の御意見を、民生委員の皆様や推薦準備委員の皆様からいただいていると確認いたしました。3年前から改善が見られないのは非常に残念なことです。市長がみずからの思いで新しい施策や事業を実施しているのはいいんですが、これまで継続してきた多くの皆様にお力添えをいただきました必要とされている事業にもぜひ関心を持っていただき、取り組んでいただくことをお願いいたします。特に、民生委員、児童委員の皆様には、実費負担分のみで長きにわたり地域を支えていただいておりますので、地域の中で、民生委員や児童委員の皆様や推薦準備委員を受けていただいている方々が活動しやすい環境整備を、さきの福祉課長の答弁のとおり実施していただくことを重ねてお願いいたします。

なお、最後に1点ですが、3年前にも同様の意見をいただいたにもかかわらず、なぜ3年間、この課題を解決することができなかったのか。市長に最後、再質問としてお尋ねいたします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

民生委員さんの任期は3年であることから、改選準備に3年前と同じ時期に取り組み始めたこと、また、本年の改選では、およそ半数の民生委員の方が交代されることになり、推薦会委員、推薦準備会委員の皆様に変な御苦勞をかける結果となりました。

日ごろから、所管する事務が滞ることのないよう、事務の引き継ぎに万全を期すよう指導しているところではございますが、今回も推薦準備会委員の選考に、この選考に時間がかかりまして、このような結果となりました。今後におきましては、推薦準備に係る計画表を明確にするなど早目に準備に取りかかることで、事務に支障のないよう徹底

してまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（横山哲夫君） 恩田佳幸君。

○1番（恩田佳幸君） 市長、答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 以上で恩田佳幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後1時より再開をいたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○副議長（石神 真君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力ください。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告をしております3点について質問させていただきます。

初めに、国民健康保険について、市民環境課長にお尋ねをいたします。

ことし6月に閣議決定された日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸、健康寿命を延ばすというテーマの中で、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれています。データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト、診療報酬明細や健康診断情報などを活用し、意識づけ、保険事業、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画です。全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正することとしています。それとともに、市町村国保も同様の取り組みを行うことを推進することとしています。

厚生労働省は、来年度予算概算要求において、データヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援するための予算として97億円を計上しました。25年度の当初予算の2.9億円を大きく上回っています。今後の重点分野の1つと言えます。自治体においても、積極的にデータヘルスを導入することによって医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。本市の今後の取り組みはどのようなのでしょうか。

2点目に、ジェネリック医薬品、後発医薬品について。

2011年の12月議会に、ジェネリック医薬品を希望する方が使いやすいようにジェネリック医薬品の希望カードを要望し、作成していただきましたが、1世帯に1枚となっているため、家族での利用がしがたい状況になっています。以前に視察に行きました愛知県瀬戸市では、保険証1枚ずつにつけられるジェネリック希望シールを配布しておりました。最近では、県内の市町でもシールを利用しているところもあるようです。費用も安価でできるようですので、本市でも取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、ジェネリック医薬品の使用促進として、ジェネリック医薬品を使用するとどのくらいの金額に差があるのかを通知する差額通知も出していただきましたが、生活習慣病の4種類の薬のみとなっています。薬の種類を拡充することの考えはどのようでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（石神 真君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えいたします。

1点目の、厚生労働省のデータヘルス計画とは、企業等が加入する被用者保険を代行する健康保険組合が、レセプトや健康診断情報等のデータを分析して策定する計画でございます。特徴といたしましては、レセプトや特定健診データの活用による全体的な健康・医療状況の把握、保健事業の効率が高い者の抽出、2つ目に、費用対効果やアウトカムを重視した保健事業の実施、3つ目、PDCAサイクルによるレベルアップ、4点目、身の丈に応じた事業範囲、5つ目、外部専門事業者の活用、6つ目、加入者個人への情報提供、インセンティブの付与などが挙げられております。

市町村国保や後期高齢者医療制度でも同様の取り組みを進めており、国保中央会では、平成25年10月から稼働した国保データベース、KDBシステムを活用して行うこととしております。

県の国民健康保険団体連合会においては、平成23年度から稼働した国保総合システムによるレセプトの電子化と、今年度から一部の情報を公開している、先ほど申しましたKDBシステムがあります。データヘルスと同様な狙いがあり、レセプトや特定健診等記録、介護給付費の明細の情報を国保中央会で突合、加工して保険者が行う保健指導に活用しようとするものです。

本市では、医療の削減が大きな課題ですので、どのような疾病にどれくらい医療費がかかるのか、より高額な医療費の原因は何か、その予防方法を把握し、保健事業の目標を設定します。KDBシステムを活用して、先ほど申しましたPDCAサイクルによる

レベルアップ、保険者が、プラン、計画を立て、ドゥー、実施し、チェック、結果を分析し、アクト、改善する、この4段階を繰り返していくこととしております。

厚生労働省では、各市町村保険者がデータ分析に基づき効果的な保健事業を展開する環境整備を進めるために、国保連合会や後期高齢医療広域連合に保健師を配置した場合の人件費を補助する経費などを、平成26年度予算概要要求に盛り込むこととされております。本市においても、保健師等が特定健診等の記録を活用して保健指導を行っていますが、このシステムの活用が進めば、被保険者の個々の治療内容や健康課題を指導し、重症化を予防し、結果的に医療費を抑制することができると期待をしております。

2点目でございますが、平成24年度からジェネリック医薬品の希望カードを配布しております。24年度では、納税通知書とともに各世帯に、封入の都合がございますので、世帯に1枚郵送し、希望される世帯員は市役所、各支所などに来ていただくように御案内をしましたが、希望が少なく在庫となりましたので、25年度も同じ希望カードを送付させていただきました。26年度からは、保険証に添付するシール式の8枚1組となった希望シールを送付する予定でございます。

次に、ジェネリック医薬品の利用差額通知ですが、平成24年度から年度2回、4月までの診療分を6月に、10月までの診療分を12月に配布しました。国保連合会の報告書によりますと、平成24年12月に配布した310人について、25年1月から6月診療分の効果分析では、前年12月の13.2%から17.2%の切りかえ率で、軽減効果率としては、保険者負担分は24万5,000円、患者負担額は9万1,000円で行いました。金額の多少にかかわらず、効果があつたと受けとめております。

利用差額通知は、40歳以上の被保険者へ継続的に服用されている薬剤で、生活習慣病等に係る血圧降下剤、高脂血症用剤、消化性潰瘍用剤、糖尿病用剤の4薬を選定し、がんや精神疾患などの特定の病名や公費負担分は除外しております。

差額通知の拡充でございますが、国保連合会によれば、岐阜県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協議により選定していただいております。今のところ変更の見込みはないとのことで行いました。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、ジェネリック医薬品の希望シールについては26年度より送付される予定ということでしたので、活用が広がっていくことを期待したいと思います。

ジェネリック医薬品の利用の差額通知については、薬の種類の拡充は難しいということで行いましたが、また国保連合会等、市から要望していただきたいと思います。

データヘルス計画については、先進的に広島県呉市が国保のレセプトを活用して医療費の適正化を推進しております。呉市では、65歳以上の人口比率が約31%に上り、同規模の人口都市では高齢化率が全国1位となり、2008年には1人当たり年間医療費が60万円と、全国平均より4割も高いという状況になったことで危機感を募らせ、国保加入者のレセプトをデータベース化しました。患者が処方された医薬品や診療内容を把握し、独自に分析した上、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、ことし3月までに薬剤費の削減額累計は5億円を超えたそうです。呉市では、そのほかに保健師や看護師による訪問指導なども行い、過度の受診を抑制することも成果が出てきています。

健康寿命を延ばすために、予防、健康管理の仕組みとしてのデータヘルス計画ですが、これから推進するに当たり、市民環境課長の答弁ではデータベースシステムを活用し、患者の治療内容や健康課題を指導できると期待しています。また、厚生労働省のデータ分析による効果的な保健事業を展開するために、国保連合会などに保健師を配置した場合の人件費を補助する予算が概算要求に盛り込まれているとのことでした。本市においても、健診データ、レセプトデータを活用し、医療機関と連携し、患者の重症化を予防するためには、保健師などの専門職員の補充が必要になってくると思います。

そこで、市長にお伺いいたします。

このデータヘルス計画に基づく保健事業を効果的に実施していくための人員確保の必要性について、どのようにお考えでしょうか、再質問いたします。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど御説明申し上げましたとおり、厚生労働省におきましても、このデータヘルスの推進に当たりまして、健康保険組合等におけるデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援すること、また、KDBシステムを活用した市町村国保等に対する支援体制を構築するとのことですのでございます。

レセプト、診療情報等の分析に基づく効率的、効果的な保健事業を実施するためには、国保連合会とともに、私ども市町村の保険者におきましても体制づくりが必要であると考えております。そのための人員の確保は、当然必要なことと考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、人員の確保は必要とのお考えでしたので、保健師などを充実させてデータヘルス計画を推進していただきますようお願いをしておきます。

次の質問に移ります。

2点目の、健康マイレージの取り組みについて、健康介護課長にお尋ねをいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みがあります。市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できる施策です。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動ポイントを換算し、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施しております。先進事例として、健康日本21、健やか生活習慣国民運動に紹介をされております。さらに、静岡県では今年度、全国で初めて県内共通の特典カード「ふじのくに健康いきいきカード」をつくり、現在、県内の協力店でサービスを受けられるようにするため、参加自治体や協力店がふえるよう積極的に働きかけをしています。この県内共通の仕組みは、全国知事会先進政策バンクでも紹介をされております。

健康寿命を目指し、地域の特性を生かした健康マイレージの取り組みを考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

健康長寿を目指し、地域の特性を生かした健康マイレージの取り組みを考えてはどうかとありますが、健康づくりの実践には、市民一人一人が主体的に取り組み、個人の力と合わせて社会全体で市民の健康づくりを支援していくことが重要であると認識しております。そのためには、食生活や運動、嗜好など生活習慣の改善が求められており、その実践と継続には相当の努力や工夫が必要と考えております。

本市における健康づくり施策につきましては、平成23年に策定しました山県市健康増進計画健康山県21後期計画に基づき、健康づくりの4つの視点から、健康管理、食生活、運動、心を挙げ、行動計画に沿って市民一人一人や家族、地域、各種団体、関係機関、そして行政がさまざまな活動を進めているところでございます。

さて、健康マイレージの取り組みについてでございますが、現在、県内ではこの制度を導入している自治体はございません。本市においても、健康マイレージについては、その動機づけの取り組みの1つであると理解しておりますが、自分の健康は自分で守ることを基本として、健康マイレージの導入につきましては今のところ考えておりません。しかし、多くの市民の方に健康づくりに取り組んでいただくためには、健康づくりにつながる環境整備を初め、市民の方とともに健康づくりを推進していくことが必要と認識しております。今後は、地域ぐるみで健康づくりに取り組める仕組みを考えていきたい

と思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今、健康マイレージの取り組みは、今のところ考えていないということでした。ですが、健康づくりにつながる環境整備を初め、市民の方と地域ぐるみで取り組める仕組みを考えていきたいということでした。

先進的な取り組みを御紹介したいと思います。

埼玉県ときがわ町では、今年度、2013年、スモールチェンジポイントキャンペーンとして、独自の活動を始めています。スモールチェンジ活動とは、日常生活を大きく変えることなく、まずは目の前で実践できる活動に注目した活動です。健康診断やがん検診を受ける、また、健康づくり事業に参加するとポイントがたまり、15ポイント以上集まると景品と交換できる、または町内の協賛店でお店独自の特典サービスが受けられる、日常生活の中でわずかにできることから始めていく、だから継続もしやすく、やめてしまうことも少ない、気軽にできることから推進されています。

また、政令市の中でも最も高齢化率が高い北九州市、2011年3月現在で高齢化率が約25%になっている北九州市では、平成21年に健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したりすると景品と交換できるポイントシステムを実施しています。今年度からは、より充実を図るため社会福祉協議会に委託をして、マイレージの対象となるイベント数を倍以上にふやす取り組みをしています。超高齢化社会を見据えた施策の1つとして広がりつつあります。

山県市の健診受診率は30%ほどです。未受診者に受診の啓発にもつながると思います。山県市独自のシステムで健康マイレージの取り組みを推進してはと思いますが、いかがでしょうか。

この点について、市長に再質問いたします。

○副議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの健康マイレージの導入につきましては、先ほど課長が答弁をしましたとおり、今のところは考えておりません。しかし、この健康づくりに参加していただくような動機づけの1つとしては、その仕組みについては理解しておりますけれども、それぞれ自治体によって内容も違うようでございますので、もう少し研究したいと思います。

また、健診の受診率の向上でございますが、この件につきましては、地道に個別のがき等、未受診者の方に受診の勧奨を継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 健康マイレージは、ぜひ山口市独自のものを研究していただきたいと思いますので、要望しておきます。

健診受診向上に向けては、コール・リコール制度を進めているところがふえてきています。コール・リコール制度とは、はがきでの受診勧奨と、未受診者には電話での受診勧奨をすることです。ぜひこうした推進をお願いしたいと思います。

また、今、山口市の人間ドックを利用していらっしゃる方は非常に少ない状況です。補助制度もありますが、利用されている方は、毎年同じ方だけが利用されているという状況があります。こうしたことも周知が必要だと思います。この点も要望しておきたいと思います。

次の質問に移ります。

3点目の、不妊治療について、健康介護課長にお尋ねをいたします。

子供が欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、実際に治療を受けておられる御夫婦が増加しています。不妊治療は、身体的・精神的負担はもとより、経済的負担もとても大きいものです。そこで岐阜県では、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療、体外受精、顕微授精に要した費用の一部を助成し、子供を産み育てやすい環境づくりを推進しています。1年度当たり15万円、1年度目は3回まで、2年度目以降は2回まで、通算5年間助成されます。ただし、通算10回を超えることはできません。県の助成だけではまだまだ個人負担がかかるため、各市町村で上乗せの助成をしています。県内42市町村の中で21市中16市、19町中15町、2村中1村が独自の助成制度を設けています。今年度より新たに4町が助成を実施されており、県内の町は全てで独自の助成を実施しています。そうした中、本市では助成制度が設けられていません。

不妊治療を受けられる方々への支援についての考えをお伺いいたします。

○副議長（石神 真君） 中村健康介護課長。

○健康介護課長（中村 孝君） 御質問にお答えします。

不妊治療を受けられる方々への支援についてでございますが、近年、結婚年齢の上昇に伴い、妊娠、出産を希望される女性が高齢化し、不妊治療を受ける夫婦が増加しております。

県では国の補助を受け、平成16年から体外受精と顕微授精を対象とした岐阜県特定不妊治療費助成事業を実施しております。現在の助成内容は、治療ステージによって1回15万円と7万5,000円を限度とし、1年目は3回まで、2年度目以降は2回まで、通算5

年間10回まで助成しております。平成24年度に山県市で県の助成事業を受けられた方は19名ございました。

さて、本市におきましては、不妊治療費の助成制度について年間四、五件の問い合わせがあり、県の特定不妊治療費助成事業について御案内しております。現在、県内35の自治体が上乗せの助成制度を実施しており、今後は実態等を十分調査した上で、御夫婦の経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する制度の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 尾関律子君。

○8番（尾関律子君） 今の御答弁で、県内42市町村のうち36の自治体が上乗せの助成を実施している状況ということです。実施していないのは5市1村です。山県市の次世代支援がおくれている現状だと思います。今後、助成する制度の実施を検討していきたいということでしたので、早急に実施できるように要望して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（石神 真君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位6番 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず1番目として、グランドルールと公共施設の合併浄化槽の下水未接続という問題について、副市長にお尋ねします。

私が議員になったころ、つまり22年ほど前のことですが、当時の高富町は、高富・富岡地区の下水整備計画として、300億円の経費、30年で下水整備完了という案をつくっていました。私は、家庭排水処理は個人別の合併浄化槽が経済的で、広域の公共下水は多額の経費が大幅に高くなるから望ましくないと主張していました。その他、住民の皆さんの意見もありました。結局、町は約1,000万円の計画変更の委託費を用いて170億円の経費、15年で下水整備完了と事業規模を縮小し、かつ早期完成の計画に修正しました。そして、10年前の2003年、平成15年に事業をスタートさせ、あと5年で完了します。

山県市は、公共下水の管路工事が完了した地域の順に、そのエリアの市民には、供用開始から3年以内に下水へ接続することを求めています。経済的に苦しい世帯にも高齢世帯も例外なく求めています。しかし、接続率が悪く、直近のデータで約35%です。

ところで、伊自良や梅原、桜尾、大桑などの農業集落排水のエリアの公共施設の浄化槽は、基本的に集合処理施設に接続しています。他方で、高富、富岡の公共下水道エリ

アにおいては、公共施設の浄化槽は16件ありますが、うち10件は未接続です。この未接続10件のうち9件は、地域の下水供用開始後4年から6年も経過しています。しかも、今後の接続予定は未定で、接続計画すらありません。この公共施設の浄化槽の下水未接続問題は、他の自治体の多くにも共通しています。

岐阜県内では、いわゆるグランドルールという理解しにくい協定が根底にあるとも言われています。この問題は、どこの自治体職員も触れたくない問題だともされています。私も、今回初めて協定を情報公開請求で取得しました。書類などの中を見て、簡潔に言えば、業者の仕事の確保を法律が定めていることで、相応の金額の業務を委託する約束だと私は受けとめました。

ともかく、公共施設の浄化槽の下水未接続問題については、今後、市がすべきことを論理的に考えれば、1つは、市の公共施設を直ちに接続し、市民にも同様に接続を求めること、もう一つは、市は未接続のままを継続し、市民にも3年以内の継続は求めないということ、これしか整合性が出てきません。

そこで、全国最大規模の不法投棄と言われていた岐阜市の善商事件の後始末という修羅場を岐阜市の部長として務められ、県の市長会事務局長という立場で県内の自治体の状況にも詳しい副市長にお尋ねします。

まず1つ目ですが、いわゆる合特法は、全国の自治体に網をかけています。グランドルールや合理化協定とはどのようなことなのでしょうか。簡潔に概要説明を求めます。合特法とグランドルールとの関係はどういうものなのでしょうか。

2つ目ですが、山県市の合理化協定の概要はどのようなのでしょうか。

合特法に基づく山県市の方針はどのように、具体的に施策は何がなされているのでしょうか。その場合の基礎、原点、出発点となる年間の仕事量はどれだけだったのでしょうか。それ以降、経費をどのように設定しているのでしょうか。あと5年、余裕3年ということがありますが、そのときに来る下水供用完了時の姿、つまり、委託関係がおおむね安定して固定的になったときの年間の仕事量はどれだけと見ているのでしょうか。

3つ目ですが、合特法は、下水道法の例外として公共施設の合併浄化槽は温存してよい、その旨は定めていません。しかし、山県市は、公共施設の合併浄化槽は温存していて、管理等の委託業務を継続することで対処しているわけで、合特法が求める事業誘導とか職種転換との概念が実行されていないと見えますが、市は実行していない理由をどう釈明するのでしょうか。

4つ目として、協定に基づく市の発注をする業務の積算における労務費、つまり人件費の日単価は幾らでしょうか。比較として、市の他の作業的業務の場合の日単価は幾ら

でしょうか。

5つ目ですが、下水道法は第10条において、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく下水を公共下水に流入させる排水管を設置しなければならないとし、11条の3において、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならないとしています。遅滞なくの意味について、北海道庁の解説では、法律用語としての遅滞なくは、正当な理由、合理的な理由がない限りすぐに行わなければならないである。つまり、供用開始されたら遅滞なく接続しなければならず、どう緩く見ても、許容は3年が限度と解釈するしかありません。

山口市が公共施設について、下水供用開始エリアになって3年を経過しても、市の合併浄化槽を下水に接続していない事実は、下水道法10条、関連して11条の3に反する違法な事実だと私は考えますし、事情をよく知る他の議員も同様のことを言っています。市は、未接続の現状は下水道法10条、11条の3に違反すると考えるのか、それとも適法と考えているのでしょうか。

6つ目ですが、未接続の9つの合併浄化槽の年間の維持費は約990万円で、下水に接続したときの下水使用料の予測は約530万円です。よって、明らかに未接続によって毎年約460万円もの損害が市に発生していることになります。下水は半永久ですから、10年なら約5,000万円の損害となります。損害が明らかである以上、地方自治法の住民監査請求、つまり自治法の242条の1項の財産の管理を怠る事実を改めに該当し、下水道法10条、11条違反は地方自治法の住民訴訟、つまり242条の2の1項の3号、当該怠る事実の違法であることが裁判所で認定、確認されると私は考えます。市は、住民監査請求、住民訴訟で勝算ありと考えるのでしょうか、否か。

7つ目ですが、災害時のためには、避難所となり得るところは、下水の管路が破綻する等おそれがある下水道より合併浄化槽がいいという意見があります。だとするなら、緊急時のために、下水の地域では、公共施設の合併浄化槽はもちろん、個人の合併浄化槽も今のままで、公共下水等に接続しなくてよいということになります。市は、公共施設と個人と異なる論理を主張するのでしょうか。それとも、同様の論理でいくのですか。あるいは、明確に政策転換をして、避難所指定の公共施設の合併浄化槽だけは、特別に接続不要との例外の許可を出すということにするのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○副議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

まず、初めに公共下水道事業ですが、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保

全を図るため、高富及び富岡地区を整備地区に、平成15年から29年までを整備期間として事業が進められているところでございます。

平成20年4月から下水道の供用を開始し、5年が経過し、供用開始エリアが広がりつつある中、下水道への接続も年々増加しております。公共施設の浄化槽の下水道への接続状況でございますが、公共下水道事業整備区域内にある本庁舎や学校施設などの公共財産28施設のうち、合併浄化槽または単独浄化槽の18施設が下水道への接続を完了しておりますが、未接続施設は10施設でございます。公共施設の接続率は64.3%となっているのが現状でございます。

さて、質問の1点目の合理化協定と合特法でございますが、合特法とは、昭和50年5月に公布されました下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法で、下水道の整備等により経營業務に著しい変化を生ずるし尿処理業者等、ここには浄化槽の清掃業も含まれますが、について、その受ける影響を踏まえ、経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、実施措置を講じて、し尿及びし尿汚泥の適正な処理にすることを目的としたものでございます。

下水道整備を実施する市町村は、この合特法に基づいて、将来予測される損失補償等を含めた合理化事業計画を策定し、その計画によって合理化事業を実施いたします。策定に当たりましては、し尿等の処理業務が市町村の固有業務であり、当該業務を実施する業者はそれを補完するものでございます。補償方法は、代替業務の提供を原則とし、その補償額の算定方法には、岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会、通称廃対協の場で検討、決定するものとしております。それが、いわゆるグランドルールでございます。このグランドルールに従って処理するための協定、合理化問題に関する基本協定が、平成7年6月に廃対協と岐阜県環境整備事業協同組合、通称岐環協とで締結され、これを踏まえて旧高富町、旧伊自良村では平成8年12月に、し尿及びし尿汚泥の運搬、清掃許可業者及び岐環協と3者で合理化協定を締結いたしました。

2点目の、合理化協定の概要でございますが、公衆衛生の向上を目的に、長期にわたりし尿処理業務を代行する業者に対し、市として代替業務を提供すること、代替業者は事業転換には最大の自助努力を基本に、提供された転換業務を確実に実施することを確約するものでございます。

補償額につきましては、業務減少量を、し尿くみ取り及び浄化槽の下水道への接続件数を基礎に、また、補償期間は本市の生活排水処理基本計画に定める期間、10年を単位に、業務減少量と利益率を基礎に算定し、それに見合った転換支援業務を提供するものでございます。

本市の方針としましては、この合理化協定に基づいて、一般廃棄物処理業等の業務の安定化と廃棄物の適正な処理を確保し、市民生活に支障を期することのないよう、合理化事業を推進することでございます。

次に、具体的な転換支援業務につきましては、農業集落排水処理施設及び高富浄化センターの維持管理業務を委託しております。基礎、原点となる減少仕事量でございますが、合理化協定の見直しをいたしました平成23年2月の内容で御説明をいたします。高富全域では、平成6年から27年度までの、くみ取り及び浄化槽清掃を合わせて8,273万3,000円、それに見合う代替業務としまして、平成8年度から赤尾、梅原、大桑及び桜尾地区のクリーンセンターの維持管理を、そして20年度からは高富浄化センターの維持管理業務を委託しております。伊自良地区では、平成8年度から27年度までに合わせて3,280万5,000円の売り上げ減少を想定し、その代替業務として平成11年度から伊自良左岸、13年度からは伊自良右岸のクリーンセンターの維持管理を委託しております。経費は年度ごとの切りかえ見込み件数の相違がありますので、先ほどの総額で御了承願います。また、公共下水道整備事業の完了後の減少額でございますが、現在では予測は困難でございます。

3点目でございますが、グランドルールに基づいて旧高富町、旧伊自良村において合理化協定を結び、転換支援業務として合理化事業を行っておりますので、御指摘のような対応ではないと考えております。また、合理化協定においては、代替業務をもって充てるとしており、合特法による事業転換、就職のあっせん等は上げておりません。

4点目でございますが、合理化協定に基づく代替業務としましては、農業集落排水施設の維持管理業務及び高富浄化センター維持管理業務を委託しておりますが、業務の積算につきましては、岐阜県が公表している電工の労務単価を使用し、平成24年度では一日当たり1万6,100円を用いて積算しているものでございます。他の作業的労務単価でございますが、職種によって異なりますので比較対象はできないものと思っております。

5点目でございますが、下水道法第10条に、下水道が供用された場合においては、特別な事情がある場合を除いて排水設備の設置義務が規定されていることは知っております。未接続の現状は好ましい状態ではないと感じております。しかしながら、合特法に基づくグランドルールにより、し尿処理業者等との間で締結しました合理化協定がございますので、今後、転換事業について協議していく中で、よりよい合意策を見出してまいりたいと考えております。

6点目でございますが、費用の比較についてのみ捉えて判断できないものと思っておりますが、議員が御指摘のとおり、排水設備の未設置が怠る事実として住民訴訟となら

ないよう、排水設備の未接続の施設について、本市、し尿処理業者と岐環協の3者で十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

7点目でございますが、過去の震災時の避難場所において、合併浄化槽が災害に強いとも言われておりますが、法的には下水道への接続が除外されておられませんので、地域の実情に応じて、地震などの有事の際には避難所、対策本部となる施設のトイレ問題についても、下水道整備と合わせて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、副市長に再質問いたしますけれども、まず冒頭説明に関して、下水道事業者である山県市の接続率が64%というのには、改めて驚いたところです。

7点目で、下水道法の例外の適用に関して、法的には下水道への接続が除外されておられませんという明確な答弁はそのまま受けとめたいと思います。

そこで、5、6点目の違法性などについて、よりよい合意策を見出してまいりたいとか、3者で十分な協議を行ってまいりたいという旨でした。

そこで、再質問の1番として、山県市内の未接続の公共施設は全部つなぐということ、何としても達成する、その決意で協議するのか、単なるリップサービスの答弁なのか、どういう姿勢の答弁だったか、改めてお尋ねいたします。

次に、そもそも通告してあったこの5、6点目については、下水道法に照らして、未接続の状態は違法か適法かどうかということについてお聞きしましたが、言葉として明確な答弁がありませんでした。市長が提案し、市議会が議決して成立している山県市下水道条例の第4条は、「公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から3年以内に当該排水設備を設置しなければならない。」と定めています。下水道法より単純明快、つまり厳格だとも言えます。

そこで、2番目として、この私の一般質問の一番のポイントである違法性について答弁を求めます。

市の公共施設の浄化槽の下水未接続は、下水道法及び市の下水道条例に違反すると考えるのでしょうか、いかがでしょうか。

○副議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

1点目でございますが、合理化協定に基づく合理化事業計画において、浄化槽の規模によって下水道整備件数としており、大型とする浄化槽は整備件数に上げておりません

が、平成22年度当初に3者協議を行いまして、山口市総合体育館や高富中央公民館などは既に下水道に接続されております。

今後、残る未接続の公共施設の合併浄化槽についても、経年数とか浄化槽の状態を総合的に判断しまして、下水道に接続していくための3者協議をしていく決意でございます。御理解をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、法的には合併浄化槽についても排水設備の設置義務がございますので、未接続の状態は適当ではないと考えております。先ほども申し上げましたとおり、グランドルールに基づく合理化協定がございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、この問題について市長に再々質問いたしますけれども、私はこの問題、ややこしい問題ですけれども、波風を立てるということが目的ではなくて、合法的で合理的な解決のために、事実関係を整理し、市の対応を期待したいというふうに考えています。そういう意味で、私もできるだけ市をサポートしたいというふうには考えています。

市長にお尋ねしますけれども、3年以内に接続とされている施設ですが、4年以上の9施設、これは規模でいくと1,430人分の施設です。このうち最も大きなのがこの市役所の庁舎の合併浄化槽で、半分以上の775人槽となっています。しかも、この庁舎のすぐ東側には市の下水の全体の処理施設があるわけで、接続も一番容易な位置関係にあるということです。そうであるのに、6年も未接続の状態が続いているわけです。市長は、この庁舎ほか9施設について、下水道法、あるいは市の条例について違法であると、文理解釈として違法であると考えてるのか否か、いかがでしょうか。

もう一点ですが、聞くところによれば、平成20年ごろ、合併浄化槽を接続するために業者から工事費の見積書を取り、担当課が予算化をし、部長査定まで通ったと聞いています。それが、最終的にトップの査定で削られてしまったという経過があるようです。そもそも合理化協定という副市長の答弁でしたけれども、最後のよりどころは、この合理化協定には最初に山口市長、次が業者、次が岐環協という3者の協定です。そういった意味では、この協定に関しては、市長の決意次第だということが明らかなんですね。そこで、協議にサインをする市長として、協定を見直すつもりはあるのか否か、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、1つ目でございますが、先ほど副市長が申し上げましたように、下水道法及び本市の、山県市の下水道条例におきまして、排水の設備の未接続は適切ではないと考えております。

また、2点目の合理化協定の見直しということでございますけれども、まずは3者で十分協議を行いながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○副議長（石神 真君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 再々質問しかできないので、次に行きます。

2番目ですが、市長にお尋ねしますけれども、市長の選挙で市民に約束した公約、訴えた公約は守られているのでしょうか。

林市長は、2011年4月の市長選で、市民に公約を掲げて当選しました。次の市長選は再来年の4月、市長の任期も実質あと1年ほどです。市長が公約を守るのは当然ですが、林市長が選挙で公約したことは実行されていないと見ます。この点につき、市民の批判もあります。そこで、さきの市長選の資料のうち、選挙期間中に法律や条例に基づいて配布される選挙公報、法律の定めで市長の選挙期間中に、しかも指定されたシールを張った上でしか配ることのできない、いわゆる法定ビラ、そして選挙期間中の新聞記事、あるいは選挙前の政治活動のリーフレットなどを検証してみました。

まず、林市長の選挙公報には、選挙公報はこういったものが配られているわけですが、この中には偽りのないクリーンな施政を実現しますと書かれ、法定ビラ、法定ビラはこれですね、ここにちゃんと市の選管のシールが張ってあります。限られた枚数のものですが、このビラには、約束を守る、市民のための偽りのない政治と書かれています。

公職に立候補した人が選挙公報等に虚偽の経歴を掲載した場合、公職選挙法235条違反になります。政策の公約は経歴ではないとしても、事実と違うことは基本的には想定されていません。そこで、きょうは以下のことを市長にお尋ねします。

まず、公約のうちの1番目、交通弱者対策ですが、選挙公報には交通弱者対策とあります。法定ビラには、新たに始める8つの重点施策とあり、5番目、交通弱者のバス利用の無料化とされ、小学生、75歳以上の方、障がいのある方の自主運行バスの利用料の無料化と明記されています。選挙前の政治活動のリーフレットには、利用料を無料にするとあります。

まず、当該対象者の無料化による利用料の収入減の概算は幾らでしょうか。そして、ともかく、就任後3年目のことしにおいても全く実行されていませんが、その理由をどう説明し、市民に釈明するのでしょうか。

2つ目として、地域委員会です。

選挙公報には、新たに始める8つの重点施策として、施策の2、地域委員会の設置とあります。法定ビラにも、市長選候補の公約、4月21日の岐阜新聞にも地域委員会の設置とあります。

そこで聞きますが、3年目の今も地域委員会は言葉すら聞きませんが、どうなったのでしょうか。そして今後、公約どおり地域委員会を設置するのでしょうか、しないのですか。

3つ目ですけれども、給料やボーナス、人件費などについて伺います。

選挙公報にも選挙用法定ビラにも、まず1番目に大幅に人件費を削減とあります。選挙期間中の新聞では次のように報道されています。

新施策を8つ掲げた。費用は、私も含めた大幅な人件費の削減で賄いたい。試算では1億数千万円だが、新たな負担は発生させない。4月18日毎日新聞。

事務所前で、今回掲げた政策は1億数千万円かかるが、市長らの人件費を削って賄う、市民には負担させないと約束。4月18日朝日新聞。

公約という特集で、市長と特別職の給料とボーナスを一部カットし、職員数を減らして、2014年度予算では、人件費を11年度と比べ1億数千万円抑える。4月19日中日新聞と書かれています。

そこでお尋ねしますが、まず、市長の給与については10%削減されていますが、選挙で訴えた削減とはそんな額だったのでしょうか。10%削減の正当性と、今後はどのようなのでしょうか。

次に、公約に基づく市長と特別職の給料とボーナスを一部カットとは、何を指し、どの程度の数字、金額なのですか。実際に現状はどうでしょうか。なぜそうなっているのか理由の説明を求めます。

3つ目ですが、職員人件費の削減について、特に2012年度末の大量の途中退職等、想定外の減少というのを除いた削減額は2011年度と2013年度比較で幾らでしょうか。結果として、政策としての公約は達せられているのでしょうか。

4つ目ですが、市長の退職金について伺います。

次に、今後について、市民の多数が問うところをお尋ねするわけですが、トップ、首長の退職金は選挙の公約となることが少なくありません。市長は、東海環状の計画用地に広い土地がかかったことから、公職、市の職員のときから公共事業費での土地買収を受け、それらは極めて多額であることについて、私は市民からも市の幹部からも聞いていました。市民感情を考えたとき、公務員としての退職金は既に取得されているわけ

ですし、今後の市長の退職金については辞退、返上すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（横山哲夫君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、交通弱者対策についての御質問でございますが、まず小学生、75歳以上の方、そして障がいのある方の利用料を無料化した場合の収入減の概算額でございますが、当該者の利用割合は、利用者全体の半分程度と考えております。そこで、平成25年度の自主運行バス運行に係る運賃収入は約4,100万円でございます。これらを勘案いたしますと、2,000万円程度になるものと考えられます。

こうした方々の無料化をまだ実行していない理由としましては、岐北線と板取線において、市内と市外とをまたいで乗車された場合に、市内のみ無料にするなどといった方法が現実的には困難だからというのが大きな理由でございます。無論、市内で完結いたします大桑線ですとか伊自良線、そして乾線のみでございましたら困難でないかもしれませんが、年間いたしますと延べ18万人以上の利用者のうち、この岐北線と板取線の利用者の方が約87%を占めている、90%近いわけでございますが、こういった現状を考えますと、不公平と言えなくもないですし、また、9割近い方が対象にならない、無理なところがございます。そうしたことを考えますと、無料にする意味が薄くなってまいります。

また、本市には鉄道網がないことなどから、公共交通機関は極めて重要であり、昨年度には国庫補助によります公共交通調査事業を実施いたしました。バス利用者のヒアリング、市民アンケート、市民検討会等を踏まえて、ことしの8月には、本市で初めての市公共交通総合連携計画を策定いたしました。こうした場におきましては、料金の値上げをすべきとか、料金値上げもやむを得ないといった御意見こそ散見されましたが、運賃を安くするという要望はほとんどございませんでした。

ちなみに、平成23年には、高齢者は違いますが、小児、障がい者に関しましては割引運賃を導入し、ＩＣカードのアユカ利用者の乗り継ぎ割引制度も導入いたしました。このため、現状では通常の100円ゾーンの区間においては、小児、障がい者は50円で利用でき、ＩＣカードのアユカ乗り継ぎ割引を適用した場合には30円で利用できるようになっております。

なお、市の公共交通総合連携計画の基本理念を「みんなでつくり、守り、育てる生活交通」とし、持続可能な公共交通を市民協働によりつくることを目指しておりまして、今年度からは、地域協働推進事業計画を策定し、中部運輸局長の認定を受け、新たな国

庫補助を活用し、ことしの10月には広報やまがたに体験乗車券を刷り込むなどの利用促進を図っているところでもございます。

私の思いといたしましては、現段階で小学生や高齢者等の利用料の無料化をしないとまで結論づけたわけではございませんが、市内外をまたいで利用者の約9割の方が利用しておられる岐北線と板取線と、また、市内で完結いたします大桑線、伊自良線、乾線のそれぞれのバランスも考慮に入れつつ、持続可能でよりよい公共交通を検討していく中で、市の公共交通会議の議論も踏まえながら、引き続き検討してまいり所存でもございます。

次に、2点目の地域委員会についてでございますが、まちづくりビジョンの中の、新たに始める8つの重点施策の1つの施策といたしまして、公開事業仕分けの実施、市政座談会の毎年の開催、パブリックコメントの制度化、山県市自治基本条例及び男女共同参画条例の制定とともに、この地域委員会の設置を検討すると掲げております。

私は当時、地域主権社会の中で、将来に向けて責任の持てる地域づくりを目指していくためには、市民の皆様との対話の中から進むべき方向を見つけ、実践していくことが重要であると考え、その手段の1つとして地域委員会の設置の検討を公約に掲げましたが、市民の皆様のさまざまな御意見をお聞きするにつれまして、また、私からある地域の方々に、現在ある自治会ですとか公民館、その他各種団体から成る地域委員会を組織化しまして一定の予算を配分することで、地域課題を地域でみずから解決していただく手法の提案もいたしました。ところが、余り前向きな設置の希望はございませんでした。そうした実情もありまして、この地域委員会という形式にこだわるのではなく、市民の御意見をお聞きするさまざまな機会を設けることが肝要と判断いたしました。以後、公開の事業仕分けは平成24年度から実施しており、市民座談会は毎年開催しておりますし、このパブリックコメントは23年の9月に制度化しております。また、男女共同参画条例の素案作成には、公募委員の皆様にも策定過程に多く加わっていただいているところでもございます。

今後におきましては、これら複合的な手法を通じて得た市民の御意見を市政に反映させて、対話と共感による協働の地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、美山地域の地域特有の課題といたしましては、当該地域の活性化のために設置され、市民の皆様が主体的に活動されている美山北部まちづくり委員会や山里再生委員会がございまして、山県市地域福祉推進計画の推進役として設置している山県市地域福祉推進市民会議などを、これは地域委員会に類するものと捉え、これらの委員会などの御意見を市政に反映させ、また、御支援してまいりたいと考えており、この地域委員会

のあり方につきましては、今後、先進地の取り組み等を考慮しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、給料、ボーナス、人件費などに関する1つ目の質問、私の給与の10%の削減の正当性と今後についてでございますが、市長に就任後、基本となる給料月額を引き下げを検討するに当たって、県内で既に削減を行っていた11市の状況を勘案するとともに、山県市特別職報酬等審議会にて審議をいただいた上で、その削減率を10%と決めました。また、あわせまして、期末手当に採用される役職加算、これは給料の20%を県内市町村長では唯一取りやめております。県内市町村は42市町村ございます。その中で市は21市でございますが、その結果、当時の年間給与総額では、当時、上から27番目となりまして、削減効果は妥当であると考えております。なお、今後は、私の政策判断によりまして、新たに大きな財政需要等が見込まれるなどの状況変化があれば、再度この給与の削減等を検討する余地はあると考えております。

次に、2つ目の質問の、市長と特別職の給料等の一部カットについてでございますが、公約では、私を含めて特別職である副市長の給与削減、削減率は5%でございますが、に加えて、教育長の給与削減、削減率は7%でございますが、をも指しておりますが、先ほど申し上げました期末手当の役職加算の削減、給料の20%でございますが、これは特別職である副市長も行っております。この結果、年間給与総額で見ますと、県内市町村で副市長は上から24番目、教育長は同じく19番目でありました。

〔「そんなの、平野さんがやってきたことと同じことだけじゃない。あなたが新たにやったことを質問しているんだから。それはないんでしょう。それを述べるために、答えるためにこんなに時間をとったらどうするの。再質問させないつもり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 寺町さん、答弁の最中ですので。簡潔に最初から答弁を求め…
…。

○市長（林 宏優君） なお、削減額は年間約370万円程度となっております。

次に、3つ目の御質問の、24年度末の早期勧奨退職者の影響を除いた職員人件費の削減状況でございますが、23年度末と25年度末見込みで比較しますと、職員数は27名減少しており、人件費の削減額は約2億700万円ほどとなります。したがって、私が市長就任以後の人件費削減額は、特別職等の給与削減も含めて約2億2,000万円程度となることから、既に公約は果たしていると考えております。

なお、早期勧奨退職者のみの影響額は9,200万円ほどとなっておりますが、この影響額を含めると、人件費の削減総額は約3億1,200万円ほどとなります。職員数は、24年度

末の早期退職10名がございましたので、総数では37名となります。

次に、4点目の市長の退職金についてでございますが、まず答弁の前に、市民の皆さんに誤解を与えてはいけませんので最初に申し上げておきますが、議員の御質問にありました、私の所有する土地が広く東海環状自動車道の事業用地となったことに伴い、その用地買収により多額の収益を得たとの発言がありましたが、私は東海環状自動車道の事業用地の確定に関与する立場には全くなく、従来から所有しておりました土地が、予期せず事業用地となったものでございます。その買収単価も、国が一定の基準で算出されたものであり、私のみ特別な取り扱いを受けているわけではございません。また、土地の譲渡所得は私人として得たものであり、公職にかかわる退職金の支給とは関係のないものと考えております。

さて、御質問の退職手当は、勤続報償的な性格を持つ手当であります。山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例に基づき支給され、私も在任期間に応じて退職手当を支給される権利を有しているところでございます。一方、本市、山口市は退職手当の支給事務に関して、一部事務組合の岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しているため、当該組合の定める条例等の規定から、議員御指摘のような退職手当を辞退、返納することはできません。このため、今後、私が退職手当を受け取らないとした場合は、在職期間中に受け取るであろう給料月額と退職手当との総額を前提に、支給されるであろう退職手当を差し引いた額が当該総額となるよう給料月額を減額する方法と、もう一つは、退職手当を受領し、公職を離職した後に本市へ寄附する方法が考えられます。

〔「終わらないかんよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） もう少しです。

一方、退職手当が年間給与総額を上回ることが想定されることから、残りの在任期間を考慮すると、現時点では、退職手当を受領した後、公職を離職後に相当額を本市に寄附する方法が考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（石神 真君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

〔「議長、一回考えてくださいよ、こんなのは。自分の正当性を主張する時間だけいっぱいとして、質問者には時間制限をかけてどうするんですか。通告した意味がないでしょう、議長に。議長に通告したんだから」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 寺町議員、今は控えてください。後から議長と相談して、後から市長のほうに寺町議員の意見を言います。

○副議長（石神 真君） これで、本日の予定しております一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了いたしましたので、12日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、12日は休会とすることに決定いたしました。

13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2 時15分散会

平成25年12月13日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成25年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月13日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成25年12月13日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第85号 市道路線の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第85号 市道路線の認定について

日程第3 討 論

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第85号 市道路線の認定について

日程第4 採 決

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
- 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第85号 市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議第85号 市道路線の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議第85号 市道路線の認定について

日程第3 討 論

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議第85号 市道路線の認定について

日程第4 採 決

- 議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
 議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
 議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）
 議第84号 平成25年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議第85号 市道路線の認定について

○出席議員（12名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 恩 田 佳 幸 君 | 2 番 | 山 崎 通 君 |
| 3 番 | 吉 田 茂 広 君 | 5 番 | 石 神 真 君 |
| 6 番 | 杉 山 正 樹 君 | 7 番 | 寺 町 知 正 君 |
| 8 番 | 尾 関 律 子 君 | 9 番 | 横 山 哲 夫 君 |
| 10 番 | 武 藤 孝 成 君 | 11 番 | 藤 根 圓 六 君 |
| 12 番 | 影 山 春 男 君 | 13 番 | 村 瀬 伊 織 君 |
-

○欠席議員（１名）

４番 上野 欣也 君

○欠員（１名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	関 谷 英 治 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	奥 田 英 彦 君
市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	棚 橋 和 良 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開議

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（横山哲夫君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会副委員長 武藤孝成君。

○総務産業建設常任委員会副委員長（武藤孝成君） 委員会条例第11条第1項の規定により、私、副委員長が委員長の職務を行いましたので、総務産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、12月5日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第81号から議第83号及び議第85号の所管に属する条例案件2件、補正予算案件1件、その他案件1件の4議案を議題とし、審議を行いました。

なお、上野委員長は欠席でありました。

主な質疑において、議第81号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例については、条例改正に伴う詳細説明及び改正となる電子記録債権割引の内容について。議第82号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例については、条例改正に伴う詳細説明及び規定整備の内容。議第83号 平成25年度山県市一般会計補正予算（第6号）（総務産業建設関係）は、森林・山村多目的機能発揮対策事業補助金の概要と補助金の対象となる機器の用途及び時期的に補正予算として上がってきた背景と整備事業の関係。狩猟免許取得補助金と地域振興券との関係及び事業内容と今後の動向。消防費における一般財源が減額となった内容と制度の運用関係。議第85号 市道路線の認定については、高富220号線と221号線の現地状況と指定道路の内容について質疑応答がございました。

採決の結果、付託されました議第81号から議第83号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、議第85号においても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月9日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第83号及び議第84号の所管に属する補正予算案件の2議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第83号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第6号）（厚生文教関係）では、地域福祉推進事業の内容と対象地域について。子ども・子育て支援システム構築業務委託の内容と補助金について。障がい児給付費の補助金などについて質疑応答がございました。

議第84号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議第83号及び議第84号について、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第81号から議第85号までの討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第81号から議第85号までの採決を行います。

最初に、議第81号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山口市火災予防条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 平成25年度山口市一般会計補正予算（第6号）、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議第84号 平成25年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 市道路線の認定について、お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（横山哲夫君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案について、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成25年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。

午前10時09分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 横 山 哲 夫

山 県 市 議 会 副 議 長 石 神 真

6 番 議 員 杉 山 正 樹

7 番 議 員 寺 町 知 正